

第521回（定例）福崎町議会会議録

令和7年12月19日（金）

午前9時30分開議

○令和7年12月19日、第521回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地域振興課長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第7号	13番	植岡茂和	(1) 都市計画道路について (2) 前回質問について
第8号	11番	前川裕量	(1) 学校給食の現状と今後について (2) 部活動の地域移行について (3) 自立（律）のまちづくり交付金について (4) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について
第9号	3番	牛尾雅一	(1) 行政改革における歳出削減及び歳入確

- | | | | |
|------|-----|------|-------------------|
| | | | 保の取組について |
| 第10号 | 12番 | 城谷英之 | (1) 消防行政について |
| | | | (2) ふるさと納税について |
| | | | (3) 県道・町道の整備について |
| | | | (4) エルデホールについて |
| 第11号 | 7番 | 小林博 | (1) 第7次「行政改革」について |
| | | | (2) 教育について |
| | | | (3) 環境問題について |
| | | | (4) 農業政策について |
| | | | (5) 来年度予算編成について |

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
 ただいまから本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は14名でございます。
 定足数に達しております。
 それでは、これより本日の日程に入ります。
 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
 7番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
 質問の項目は
 1、都市計画道路について
 2、前回質問について
 以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さん、おはようございます。議席番号13番、植岡茂和でございます。議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

2日目ということで、1日目、多数の議員が質問されて、しっかりとした答弁をしていただけたのはありがたいことだなと思うんですが、本日もしっかりと質問してまいりますので、真摯なお答えをお待ちしておりますということで質問を始めさせていただきます。毎度、私の質問に入っていることなんですが、都市計画道路、一番私は地元区でありますので、いつもしっかりと聞きたいことがあるんですが、今回も続けて質問してまいります。

福崎駅田原線についてですが、現在の進捗状況をお答えください。

まちづくり課長 町道福崎駅田原線の用地の進捗状況につきましては、9月の定例議会でご説明させていただいたとおり、契約予定者24名全ての方と契約を締結しており、100%の契約率となっておりますので、次は工事を実施する段階となっております。

植岡茂和議員 工事を実施していくということで、今後の予定を具体的に教えてください。

まちづくり課長 議案第72号、福崎駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議案上程理由説明でも申し上げましたが、町道千束新町線の用地費、補償費の一部を工事費に流用し、一部区間において工事を実施することとし、まず、道路の新設範囲内における振古川の橋梁化として、ボックスカルバートの設置工

事を12月末に発注する予定としています。

植岡茂和議員 12月末に発注ということですが、具体的に工事が始まるであろう時期というのは今、分かるんですか、答弁をお願いします。

まちづくり課長 こちらのボックスカルバートの製品は、工場で作成を行います。こちらの製作期間は約2か月ほどかかるというふうに見込んでおります。この東駐車場につきましては、3月末で閉鎖を予定しております、4月に入りましたら、管理会社によりましてゲート等の撤去を行い、その後ボックスカルバートの設置工事に入る予定をしています。

ただし、そのボックスカルバートを設置する上におきまして、この川の下地盤の強度を確かめるために、3月には一度、試掘の工事には入る予定にはなるかと思っております。

植岡茂和議員 振古川のそういう調査があるということなんで、しっかりそれは今、課長にお伝えしたいのは、私らは地元消防団として、振古川の掃除はずっと年3回もずっとしてるんで、もうかなり川底は傷んでるんで、ここは通告にないことなんでちょっとあれですけど、しっかりとした調査をしていただかないと、かなり川から周りに染み込んだり、そんなんがあるんじゃないかなというのがあるんで、そこはしっかりまたお願いします。

数々、地元としての意見も言わせてもらってるんですが、福崎駅田原線の現状の課題としては、今何があるでしょうか、答弁をお願いします。

まちづくり課長 地元要望でございます横断歩道の設置等については、福崎警察と協議を重ねていますが、まだ地元要望を認めていただけていないため、引き続き協議を進めてまいりたいと考えています。

また、実際に工事を進めるにあたりまして、現道の通過交通を確保しながら実施をいたしますが、旧道と新道の切替えのタイミングで、一時的に通行止めとなる期間が生じることでありますとか、また、それに伴う通学路の切替え等迂回路を含めた工事箇所周辺の交通形態をどうするか、地元と調整しながら進めていく必要があるかと思っております。

植岡茂和議員 地元区に不便があるといけないので、しっかりと話し合いはしていただきたいなと思っております。うちの自治会のことなんであれですけど、また役員の構成替え等も近くあると思うんで、引継ぎがしっかりできるとはちょっとまだ分からないんで、そこも課長からしっかりとお伝えいただけたらなと思っております。

関連して、続きまして、町道千束新町線の進捗状況についてもお聞きしたいです。

まちづくり課長 町道千束新町線の用地の進捗状況につきましては、契約予定者数15名に対して8名の方、率にして53%の方に契約をいただいております。千束新町線につきましては、6月、また9月議会でお答えさせていただいた状況と変わってはおりませんが、引き続き物件の移転等が関係してきますので、地権者の方に対して丁寧な説明を心がけながら進めていきたいというふうに思っております。

植岡茂和議員 今日私も出てくるときに、この物件1件の解体等工事は進んでいっているのかなとは思いますが、具体的な今後の予定等を教えてください。

まちづくり課長 先ほど申し上げました物件移転に係る交渉を続けながら、先ほど議員がおっしゃいました取り壊しているところなんですけど、工事実施可能な箇所となる河川公園の西側の一部狭小となっている区間77メートルの拡幅工事を、同じく12月末に発注する予定としております。

植岡茂和議員 先ほどの福崎駅田原線と同じで、現状で課長が把握しておられる課題というのは何かあるのか、答弁をお願いします。

まちづくり課長 その課題といたしましては、現状その物件移転に関しまして、対象のほとんどの方が長い期間その場所で過ごされております。そのことから地元へ愛着を持たれているため、移転先が近隣であるかどうかは課題となっております。このことにつきましては、近隣の代替地等を紹介しながら丁寧な説明を心がけていきたいというふうには思っております。

また、こちらでも工事を実際に進めるにあたりましては、福崎駅田原線との交差点部は将来の橋梁架設のため、約1.5メートル上がることから、道路の半分を盛土しながら、またそれが終われば、もう片方の部分を盛土していくという具合に、現道の通過交通を確保しながら実施をしておりますが、先ほどの福崎駅田原線と同様に、一時的に通行止めとなる期間がどうしても生じることがございますので、こちらでも地元と調整しながら進めていく必要があるかと思っております。

植岡茂和議員 当初の予定からは、今は全体的には少し後れを取っているんじゃないかと思えます。当然予算もかかることですし、いつも町長が挨拶等で言うてくださるのは、町として進めていく優先事業だという言葉はいつもおっしゃっておられるんですが、予算がない分、進まないというのは当然のことなんです。予算を取るために補正等の要望をされたのか。されたのなら、内容はどのようなものになっているのか、答弁をお願いします。

まちづくり課長 この12月17日に国補正予算の内示がございましたが、この町道福崎駅田原線、町道千束新町線の事業メニューに該当する補正はございませんでした。今後も国の補正予算については注視し、国が補正予算を組んだ場合には積極的に要望し、予算の確保に努めたいというふうには思っております。

植岡茂和議員 予算要望しても今回は下りなかったというのは、実は聞いて分かったことなんです。しっかり言い方はいろいろあるんでちょっと悩むんですが、確実に取れる方法を考えて、要望していただきたい。町長が行かれてしっかりと伝えたら、動きがある可能性もありますので、これからはずっとそれは訴え続けてほしいなと思います。

その関連として、また委員会と重複することがあるんですが、甘地福崎線について進捗状況をお聞かせください。

技 監 県道甘地福崎線の進捗状況についてお答えいたします。令和6年6月議会で議決をいただき、姫路簡易裁判所へ申し立てました協定の履行を求める調停につきましては、12月5日の全員協議会でご報告させていただいたとおり、10月29日の第7回調停において不調となりました。

町としましては、調定で主な論点となった「事業用地に係る根抵当権の抹消について、道路拡幅で土地価値は上昇するため、抹消はできる」など、町の考えを説明いたしましたが、サンライズ社は「根抵当権抹消に見合う金銭または代替地の提供がないと無償提供できない」などと主張して、合意できませんでした。

そのため、やむなく仮登記地で登記名義人が株式会社アサヒとなっている土地の先行解決について、協定書に記載のない事業用地外の建物取壊し費用もしくは切り取り費用の補償を県が検討するという最大限の譲歩案を提案いたしましたが、サンライズ社は「建物の再構築費用の補償を検討してほしい」という、さらなる要求等を主張するのみで、これも合意できませんでした。町としましては、こうした調停結果やこれまでの交渉経緯を踏まえ、話し合いによる解決はもはや不可能と考えるに至りました。

また、次の段階として裁判が考えられますが、仮に裁判をして協定を履行せよという判決がサンライズ社に対して出たとしても、協定に根抵当権者や仮登記地

の登記名義人は入っていないため、根抵当権の抹消を権利者に、仮登記地の本登記を登記義務者に求めることはできないというのが弁護士の見解であり、裁判にかける労力に見合う成果は得られない可能性が高いというのが現状でございます。

また、裁判中となれば、県の投資事業審査会の事業再評価において、用地の無償または有償が決まらなると事業費が確定しないため評価できない、判決が出るまでは事業休止となることが避けられません。

こうした状況を踏まえまして、町としては誠に遺憾ではございますが、裁判はせず、履行の見込みのない協定を破棄しまして、これまで減免した固定資産税を支払うようサンライズ社に通知をいたしました。現在は、サンライズ社の社内において対応を検討されているところでございます。

植岡茂和議員 納得はし難いことなのですが、委員会でも説明いただいたとおり、今の技監のお答えなのですが、当然、無償提供等が決裂している以上、減免してた固定資産税についてはしっかりとした回収をしていただきたいなど。

そして、この後ですが、どうなるのかなど。委員会でもお聞きしたら、いや、もうしっかりと進めれるように考えていくということは聞いたんですが、今の現状を聞いているだけでは、どのふうに進めていく考えなんかなどというのはあるんですけど、簡単でも、今後の予定としては技監、何か考えておくことはあるんですか。

技 監 今後の予定としましては、まず、先ほどお話もいただいたところですけども、固定資産税の減免ですね。サンライズ社が今、社内で検討中ということで、サンライズ社の今後の対応は現時点では不明なのですが、町としては、損害賠償請求も視野に入れながら、速やかな支払いというのを求めてまいりたいと思っております。

あと、事業そのものの今後の予定ということにつきましては、この事業、県の投資事業審査会というのがございまして、そこで再評価を受ける予定でございます。そこでは、当初、用地費はサンライズ社の分については無償ということ、そういう大前提で進んでおったんですが、それがなくなった用地の無償提供なしという条件で再評価をぜひ受けてほしいということをお県に訴えまして、あと、この事業のそもそもの必要性ですね、それを訴えていきまして、引き続き事業が進むように要望してまいりたいと思っております。

植岡茂和議員 今、技監にお答えを求めたんですが、もう一度再評価をしていただくためということで、再評価もなかった場合、この事業として進めていけるのか、進める意思があるのかというのを、私はすごく不安に思いました。

進めていくに関して、県等の補助がなければ、なかなかしんどい事業かなとは思いますが、この事業をしっかりとこの先も進めていく意思があるのかどうか、町長に答弁をお願いしたいです。

町 長 この事業につきましては、もともとはサンライズさんが用地を無償提供するから、この県道甘地福崎線をぜひ進めてほしいという大前提があって始まった事業でございます。その前提があって、県の投資事業審査会のほうで進めていこうということになったわけでございます。

その大前提がなくなったということがございますが、それでも、私はこの道路は必要な道路であるというふうに思っておりますので、これを進めていこうと思えば、今度はもう普通の通常事業として認めてもらわないといけないということになってしまいます。これを県が通常事業でやってくださるのかどうかということが、この事業が継続するかどうかに関わってまいります。

私自身、本当にじくじたる思いはあるんですが、やはりこの事業は続けていき

たい、続けていってもらいたいという思いはありますので、県のほうには通常事業として何とか認めて、続けていってほしいという要望はしてまいりたいと、このように思っております。

植岡茂和議員 今現在取り組んでいる行革でもあれですが、技監制度を廃止する今、やはり町長のそういう気持ちをしっかりと前に出していくべきだと思います。強い気持ちで事業を進めるという意見がない以上、県も認めてくれるはずがないと私は思いますので、町長が必要だと実感しているのであれば、もっと強い言葉でこれからは訴えていってほしいなと思います。私も個人的には必要な事業であると認識はしておりますので、町長の強い意志をもっと出して、どんどん貫いていってほしいなと思います。

1 問目の都市計画道路については、今回はもっと詰めた内容をとっては考えてたんですが、個人的に次の質問がしっかりとお答えいただきたいと思うので、次へ行かせていただきたいと思います。

前回質問という書き方にしていますが、カスタマーハラスメントについての質問であります。前回、窓口に防犯カメラと録音機能等どうですかという軽い質問でしたが、それをするにしても、やはり一定のルール等は必要なのかなと思うので、今回再質問させていただこうかなと思います。

この質問を続けていくのも、住民サービスの現場を守っていただきたいという思いから質問をさせていただきます。まず申し上げたいのは、一概に全てをはじくのではなく、町民様からのご意見、ご要望等は町政をよりよくするためにかけがえのない声だと私は思っております。

その一方で、近年、全国的にも見られるのが、過度な要求や執拗なクレームによって職員が精神的に追い詰められたり、対応が長時間化して、本来必要なサービス提供に支障を来しているのではないかなというようにことが結果として出ているという、全国的に今、発表されていることですね。こういう行為等が、他の町民へのサービス機会を奪っていることにもつながっています。

そこで伺います。本町において、不当要求行為等を受けられるケースはありますか。前回もそういう質問はしたんですが、どの程度を確認されているかというのをお聞きしたいので、実態把握については、総務省が地方公共団体におけるハラスメント防止対策に関する調査研究、各自治体に職員が受けた不当要求行為等の記録と分析を求めている。本町では、総務省が推奨する記録方式（日時、会話内容、対応時間、職員の精神的な負担等）を調べる等のことを運用はされているかというのを、答弁お願いします。

総務課長 ちょっと前回の答弁と若干数字等が違う部分があるかもしれないんですが、今年度、総務課に相談があった不当要求行為は3件ございました。

内容の記録につきましては、いずれも対応した課が日時、内容、対応時間等を記録しております。その記録からは、職員への負担の度合いも見てとれるものとなっているところでございます。

植岡茂和議員 負担等が見られるということで、業務への影響が出ているのではないかなとは思いますが。人事院の研究では、長時間拘束等が判断ミス、業務停滞、心身不調につながると報告されています。

本町の窓口、電話、現場対応で、その時間を先ほど記録しているということで、30分以上の拘束、複数職員での対応、対応後の体調不良等が発生した事案があるのか。3年ほどでそういう事案があるのかというのを、ちょっと答弁をお願いします。

総務課長 今のところ、総務課が台帳整理といいますが、取りまとめた把握というの

はできていないというのが現状でございます。明らかに不当要求行為と考えられるものにつきましては、先ほど答弁申し上げましたように、各課から総務課に報告なり相談はございます。

電話や現場対応等での苦情、これにつきましては、先ほど議員が言われましたような、いわゆる正当なクレームも含んででございますが、それがあった場合には苦情相談処理カードという様式を町として作成をしております、少なくとも課内で情報共有は行くと。その内容に応じまして、関係課、それから総務課、町四役にも供覧をいたしまして、情報を共有しているということは行っているところでございます。

植岡茂和議員 各課で情報共有していただいているということなのですが、その処理カードで庁舎内、担当課内等は情報共有はされているとは思いますが、現在のその対応でやられていても、課の中ではそういう情報共有ができて、一定の抑止力を持たすという観点からすれば、その対応では住民には伝わらないですね。住民にこういうふうな取組を私たちはしてますという周知をしたほうが、抑止力につながるのではないかなとは思っています。

だから、今のやり方で、その過度な要求の抑止や職員の安全確保、住民サービスの改善の観点から考えると、それが十分ではないんじゃないかなとは思いますが、今、総務課長が答弁いただいた中でも、何か改善点等は考えられないのかというのをちょっと答弁をお願いします。

総務課長 要は、先ほど言いましたように総務課が取りまとめて把握ができてないという部分がございます。ですから、それぞれがばらばらに存在しているといいますか、そういうことではちょっと今の時代、厳しくなってきているというのが一つあると思います。

また、今も報告する様式というのはあるんですけども、それに上がってこないといいますか、一人で抱え込んで悩んでいるケースがないとも言い切れないという部分はあるという部分も、このたび一般質問をいただく中で、ちょっと協議というか話をしたところでございます。

労働者が健康に働き続けるための職場環境づくりということで、今年度行ってきておりますのは、労働衛生に係る相談窓口の周知を職員の掲示板ですね、庁内LANで行うということをやっております、9月にハラスメント、これはカスハラだけじゃなくてハラスメント全般についての相談窓口の周知を行いました。また、翌月10月、これは全国労働衛生週間でございますので、10月頭、労働衛生に係る相談窓口の周知ということでも、その週間の内容も含めて周知をいたしました。

また、それを契機ということで、10月1日からですが、職員の名札をこれまでフルネームの少し小さな文字だったんですが、名字のみプラスローマ字、あと裏面には白黒の斑点の、これは過去の研修の中でこういう名札も視覚が弱い方に見やすいですよというような、そういうことを講師先生からいただいておりましたので、それを10月1日から名札の一新をしたと。これはカスハラ対策の面でも、各自治体が取組まれているというようなところでございまして、したということは今年度でございます。

ただ、議員が言われておりますように、把握し切れてないという部分がございます、実は来月の終わりに、全員職員研修でハラスメントをまたやらせていただくんですが、その機会を活用いたしまして、アンケートですが、そのような形でちょっと総務課としての一定の数とか、内容の整理というのを改めて行いたいということを考えております。

植岡茂和議員 そのアンケートは要望しようと思ってたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に聞こうとした内容とちょっと変わるの、先ほど課長からの答弁がありましたように、一人で抱えている職員さんもおられます。私も何名か年齢の若い子とは接触して、いろんな相談は受けるんですね。課に対する不満等もありますけど、やっぱり一番の不満は、その過度な要求やそういう長時間の拘束いう相談は受けます。なので、私はこの質問を続けたいなど。

やっぱり職員を守るといふのが町民サービスに直結していることだと思ふので、ずっとこれは続けていかないといけないんですが、本当に正当な声を届けてくださっている町民さんも当然おられます。その声を守りつつ、やっぱり行き過ぎた要求だけに線引きをできる仕組みを導入する考えを持たないといけないときが来ているのではないかと思ひます。

といふのも、条例等でしっかりとした線引きをする、それが一番大事じゃないのかなといふ思ひであります。そういう考え等は持っておられるのか、答弁お願ひいたします。

総務課長 今般、国のほうでカスタマーハラスメントから労働者を保護するため、これは自治体だけじゃないんですが、全ての企業や自治体に対して、カスハラ対策を義務づける関連法を令和8年の10月1日から施行するという方針を出されました。また、国のほうとして、同時にカスハラへの対応方法を盛り込んだ指針の案といふものも示してござっております。

そのようなかでございまして、議員が言われているその条例整備、この点につきまして、前回の9月定例会では、条例化は考えておらず、カスタマーハラスメントの対応マニュアルの整備で対応していきたいという答弁を町としてさせていただいたところでございまして、改めて、一般質問をしていただくこと、また、対外的に姿勢を示すことの中で、条例化の重要性といふのも感じたところでございまして。

条例化することで対応の根拠が明確化され、職員が迷いなく適切に対応することが可能となること、また、公務員は全体の奉仕者でございまして、それを逆手に取ったハラスメント行為や暴力、暴言などの行為に耐える必要はなく、毅然と対応するといふ考え方を住民の皆様に対して明確に示すことができること。そういうことで、議員がおっしゃられる、職員を守っていく適切な労働環境につながっていくのではないかと考えますので、条例化については前向きに考えていきたいといふふうに思っております。

植岡茂和議員 この後、質問していこうと思っていた内容も答えてくださったので、ちょっと質問の仕方を変えて、今、質問させていただきます。

ここで1点悩んでたんですが、現状に関する懸念を申しますと、特定の相談や要求が長時間にわたり継続し、職員の通常業務に支障が生じている場面が、私の中では確認されています。こうしたケースは、私が考える中では、相談ルートが適切に整理されていないことや、対応基準が共有されていないことが背景にあると考えます。

決して町民の声を排除するといふ意図はありませんが、むしろ正当な相談、意見を適切に受け止める時間も、その事例の場合は奪われていると思ひます。だから、先ほどから言っているように、条例として一定のルールと手引が必要であり、そのことが結果として多くの町民の利益に資するものと私は考えます。現在発生している継続的な相談事案への対応について、職員の負担軽減や業務停滞防止の観点から、具体的な改善策としては、私はもうその条例制定が一番ではないかと

思っております。

町長が春に、議会に対してモラルハラスメント発言等に対する要望書を提出されました。あのときは、町長は職員を守るための要望だと強い意志を感じたので、私たち議会も真摯に受け止め、改善に努めなくてはいけないと話をし、研修等を行いました。今、町民の声を丁寧に受け止め続けるためにも、現場職員の負担、恐怖、迷いを放置してはならないと私は思います。

そこで、先ほど課長の答弁の中にもありましたように、厚労省が2026年10月1日に、全企業、自治体にカスハラ対策を義務づける関連法案を施行するという方針を明らかにされました。そこまで条例制定を待つのか。福崎町としては、町長はうちの職員のことは大事に思っていると。いち早く問題を解決してあげたいと思って、早急に取り組むという考えがあるのか、町長の考えをお聞かせください。

町長 このカスタマーハラスメントにつきましては、職員を守るという観点から、大変重要な案件であるということは私も認識をいたしております。先ほど課長が答弁いたしましたように、この条例化に向けては前向きに検討していきたいという答弁をさせていただきました。これが今の我々の理事者としての認識でございますが、その上で、スピードアップしてこういったことに取り組んでまいりたいと、今はそういうふうにいるところでございます。

植岡茂和議員 町長の答弁をお聞きしまして、私これも言おうか言わまいかとすごく夜悩みました。以前、我が町においては、考えもしないような形で職員を失うことがありました。そのとき私も一般質問させていただきましたが、そのときに皆が感じた悔しい思いやそういうのは、もう理事者の方の中にはないのかなど、私はそれに強い憤りを感じておる。それでこの質問を続けるわけですね。

やはりしっかり職員が町民のことを思って対応しているのに、そのつらい思いをしているのをどこに相談していいか分からない。誰に信頼して相談できる。どこに線引きをしたらいいのかというのが分からない状態が続いているということ、このまま野放しにしてできるのかと。今、前向きな答弁はいただきましたけど、前向きな答弁じゃ、もう遅いんですよね。もうかなりその過度な要求は今、加速しつつあります。どこかで歯止めを利かせてあげないと、もしまたあのような思いをすることがあるのかという不安が、私の中にはありました。なので、この質問を続けてやらせていただいています。

その事例の方も一生懸命だとは思いますが、ただ、それは少しずれているよというのを教えてあげるのも、その方も町民ですから、その方を守るためでもあるんです。それもしっかりと考えた上で、スピードアップと言わず、早急に取り組むというような形で考えを持っていただきたい。我々議員がその環境を整えるのではなく、やはり町行政としてしっかりと町長がその職場環境を整えていただかないと、我々も町民から聞いた声をしっかりと届けるということに気を遣わなくてはいけなくなってくるんです。そんなことがあってはいけない。私はそう思いますので、これは町長、しっかりと取り組んでいただきたい。もう一度しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

町長 今、植岡議員が、これは職員を守るだけではないんだと、相談している方を守ることもつながるんだというような観点でお話をされました。ああ、そういう見方があるんだという思いをしたところでございます。改めて植岡議員のこのご質問された内容をしっかりと受け止めさせていただいて、前向きに進めさせていただきます。

植岡茂和議員 もう本当に早急に取り組んでいただかないと、精神的に疲弊している方もおら

れます。私も相談を何件も受けてますし、その方本人からの対応も私はしてます。各議員の方もされてますし、その方だけではなく、これから先もそういう事例が起こり得ることは想像できますので、先ほど町長が言われたように、早急にしっかりと前向きに取り組んでいただきたいと思います。

本当に先ほど言ったのを繰り返すようですが、要求、要望等を上げている町民さんの声も守る。この観点も当然含まれてますから、それもしっかりともう一度皆さん考えていただいて、各課の自分の部下を守ると、しっかりとその考えを持っていただいて考えて、幹部会でも話し合いしていただきたいと思います。前向きに進めていってください。

これで私の一般質問を終わります。

議長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は、前川裕量議員であります。

質問の項目は

- 1、学校給食の現状と今後について
- 2、部活動の地域移行について
- 3、自立（律）のまちづくり交付金について
- 4、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

以上、前川議員。

前川裕量議員 皆さん、おはようございます。議席番号11番、前川裕量でございます。議長の許可を得まして通告に従い、一般質問をさせていただきます。先ほどの植岡議員の熱い一般質問の後でちょっとやりにくいなと思いますけど、私も熱い思いでこの一般質問をさせていただきますと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、学校給食の現状と今後についてということで質問をさせていただきます。

現在の福崎町の学校給食は、栄養バランスは保たれているものの、子どもたちの嗜好や満足度、地域との連携といった点で問題があるのではないかと考えます。保護者からは、「品数が少ない」、また「質素である」という声も聞かれます。町として食育を推進するために、給食の質の向上は不可欠であると思っております。そういった観点から質問をいたします。

まず、学校給食の現状について。

児童生徒の嗜好調査について、児童生徒に給食に関する嗜好調査は行っているのでしょうか。行っている場合、どの程度の頻度で、また、どのような結果が得られているのか。直近の結果について、具体的に伺います。また、その結果はどのように献立の改善に生かされているのでしょうか、お教えてください。

学校教育課長 学校給食における嗜好調査について、令和6年度にパン給食を2日にすること、このことについてアンケート調査を行った際に、ご飯の量、パンの大きさ、おかずの量といったボリュームのアンケートを行いました。その結果は、「ちょうどよい」が、ご飯では、小学生52.2%、中学生では61.2%、パンでは、小学生59.2%、中学生58%、おかずでは、小学生62.5%、中学生が66.2%でありまして、いずれも半数以上が量についてはいい感じとの結果でございました。

こういったことしかアンケートは行っておりませんので、今後は給食の質の向上と食育の推進のため、アンケート調査を定期的の実施していきたいと、今のところ思っているところでございます。

前川裕量議員 アンケートという形で、紙ベースだけじゃなしに、やはり給食を食べられるの

は幼稚園の子もいらっしゃいますし、そういった子どもたちの声をどのように拾っていくのかという点で、どうしてもアンケートってなれば、書いたり読んだりするということがありますので、よく給食センターの栄養士さんのほうがいろんなところへ食育の関係で行かれてると思います。そういった中でも情報収集、これも嗜好調査の一つとなりますので、その点も生かしながら、嗜好調査のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

次に、地産地消率について。

学校給食における地産地消率は何の程度でしょうか。福崎町の特産であるもち麦や、また野菜など地場産物を使用しているのは承知しておりますが、まず金額ベースであったり、品数のベースなど、何か具体的なものがあれば、お教えいただきたい。今どのぐらいの使用率になっているのか、お願いいたします。

学校教育課長 お米を含む、もちろんもち麦も含まれますが、そういったところで令和6年度の地産地消率は、重量ベースで約40%でございました。

前川裕量議員 この地産地消率は目標を持たれていますが、目標数値をお願いいたします。

学校教育課長 目標は55%でございます。

前川裕量議員 届いてないと。これ、なかなかいつも届いてないです。これ何か要因があるのか、それとも、あまり進められていないのかという、多分何か要因があって、この数値に達していないのかなど。

地産地消って、やはり安心・安全、子どもたちの食育にとって大切だということで地産地消というのがうたわれています。その中で目標に達していないという何か理由があれば、お教えください。

学校教育課長 地産地消率につきましては、お米は100%福崎町のものを使っております。それ以外の野菜です。野菜を手がける生産者がやはり減少しております。あとそれと、作りたいという思いがあっても、天候不順でありますとか獣害の被害があって、納品できる予定のものが納品できなかったとか、そういったことがございます。

前川裕量議員 そこはじゃあ、農林振興課のほうの努力もよろしくお願いしたいと思います。できるだけ子どもたちには安心・安全、地元で顔の知った人が作ったものを安心して食べれる環境というのも、大変大切だと思います。食べて、あれおいしかったよと言っただけのような環境づくりをお願いしていきたいと思います。

次に、物価高騰による影響であります。

物価高騰で学校給食の食材費に大きな影響を与えています。現在、物価高騰分は一般財源や地方創生臨時交付金を充当しておりますが、十分な補填ができていないのか。できていないのであれば、そのしわ寄せが献立を質素にしているのではないかと。

ここで議長、資料の提出を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 許可いたします。

前川裕量議員 サイドブックのほうに、一般質問のところで私の名前で資料が出ております。写真を添付しておりますが、今、学校給食、何点かこれ教育委員会のほうにお願いして写真をいただいて、その中でこれはなという写真をいくつか挙げております。特に、11月10日、ご飯、カレーうどん、ちくわの磯辺揚げ。お皿の真ん中にぽつんと1個だけ磯辺揚げがあります。次、11月11日、ご飯、さつまいものシチュー、鶏肉の照り焼き。小さなかけらが、またこれも真ん中のお皿一つにぽつんと。

食事は味も大切ですけども、見た目も大切。特に日本料理なんかといたら、見た目から入る。目で楽しみ、舌で楽しむ、匂いで楽しむ。その見た目が非常に

質素である。これもしかして、物価高騰分を十分支払えてないんじゃないか、そう思わざるを得ない。また、そういった声がたくさん父兄の方から、「何か最近、給食が質素や」という声を聞いております。

これは十分な充当がされているのか、なぜこういった給食になっているのか、もし分かればお答えをお願いします。

学校教育課長 物価高騰分につきましては、十分に補填していただいておりますが、例えば、デザートゼリーの回数が減ったでありますとか、牛肉で家でだったら調理するところが豚肉とか鶏肉に変わったとか、そういったことはございますので、そういった点で一部影響があったかとは思いますが。

ただ、栄養素とかにつきましては、栄養教諭が学校給食摂取基準に基づき、栄養素であるとか栄養価を満たした中で献立を考えておりますので、質素になったというのは、決して前と変わってない、そういったところがございます。ただ、お皿、見た目も大事でございます。家ででしたらから揚げの横にレタスを置いたりトマトを置いたりするのですが、学校給食ではそういった生のものは提供することはできません。ですから、大皿の中に一切れだけのときがある。見た目がよくない献立のときがあるということは、もうそれは否めない事実でございます。

前川裕量議員 ということは、これ今の物価高とか給食費が不足しているということはもちろん少しはあるけれども、今言ったこの磯辺揚げとか照り焼きは、どう見ても何かけちってるんじゃないかということで、お金をけちってないんであれば、何をけちられてこんな形に、二つ、三つ入れてくださいよ。なぜ入れれないんですか。この1個だけぽつんじゃなしに、最低二つ、三つ入れれないんでしょうか。

学校教育課長 一つで十分な栄養素を満たしている。これを半分に切って二つ入れる、もうその切替えしかできないところです。栄養素はしっかりこれで満たしております。

前川裕量議員 今、子どもたちの中では、この給食を糧にしている子どももいらっしゃるというふう聞いてます。おなかいっぱい食べてほしい。その中で、これぽつんと。栄養素が足りてるから、これ以上栄養素が足りちゃいけないんでしょうか。もうちょっと食べてはいけないのか。十分あるから、もうこれで助かりますよと、提供するの十分ですよと。逆にもうちょっと出してあげることは、できないんでしょうか。

学校教育課長 そうしたいのはやまやまではございますが、決められた範囲の中でするのが一番のセオリーだと思っております。あと、おかずなんかの残りを見てみましても、しっかり食べている。前言われていたとおり、中学生にとってはちょっと少ない量かもしれませんが、パンは比較的食べているんですが、ご飯が残っているであるとか、あと食缶のほうも、おかずのほうを見てみましても、やっぱりこういった肉系、魚系はしっかり食べているんですが、サラダの量が残っているとか、そういったこともしっかり調べた上で、今の量が適量であると判断しているところです。

前川裕量議員 すみません、ちょっと意地悪な言い方をしたんですけど、分かります。ある程度、国のほうで定められた栄養摂取量というのがあるということで、多分それにこれ以上出せない苦労があったのかなと。ただ、やっぱり見た目も大切。こんな質素な、特に中学生、ただ残飯量だけで見ないでください。思春期の子どもたちは、特に女の子なんかはみんなの前でたくさん食べたら、ちょっとダイエットしてる、そういうことで給食を控える子もいる中で、いっぱい食べる子もいる。

だから、ただただおなかいっぱいだから、これ残飯が増えたとかだけじゃない部分も一概に言えないという部分で、今はこれ以上のおかずの品数を増やしたりというのが、栄養素的に、昔で言う肥満児をつくってしまったという問題があ

るということで、これ以上の改善は難しいというふうに理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるとおりでございまして、栄養士とも話をしたんですけれども、児童生徒の身長や体重、また活動量によりまして必要な量はそれぞれ違います。本当は、子どもに合った適量をそれぞれ提供する必要があるのですが、これを現状把握して、人それぞれに対応することは非常に難しいところでございます。今後は、子どもたちが自分たちの適量を知って、配膳でありますとか喫食できるよう、そういった食育指導を今後進めていきたいと思っております。

前川裕量議員 見た目ももう少し工夫ができる。多分すごく検討されていると。いつも給食センターなんかでも話を聞かせてもらおうと、本当に苦労されていらっしゃる。お皿が大きいから、どうしてもぼつんとなってしまうんですというのもよく聞くんですけれども、見た目も考えれるように、また今後のご努力をお願いしておきたいと思えます。

次に、学校給食の今後についてであります。学校給食無償化の継続について、現在、物価高騰対策として実施されている給食費の無償化、中学生の無償化をしておりますが、来年度以降の対応はどのように考えられているのか。もちろん、子育て世代の経済的負担軽減も重要です。その中で、給食の質を維持しながら、恒久的な無償化を目指されているのか。これ経済対策だけが終われば、この無償化をなくすのか。この点はどのようにお考えでしょうか。

町長 給食費の無償化につきましては、自民党、日本維新の会、公明党の3党で、小中学校を進めていくということになっておりまして、令和8年度は、小学校については交付金を創設して、いろいろ新聞を見ておりますと状況は変わっておりますが、今回、国が負担するという方向で調整されているという報道が出ております。これが実施されますと、福崎町でも小学校の給食費無償化が可能になるというふうに思っております。

今、令和7年度から実施しております中学生の給食の無償化でございますが、今年、国の重点支援地方交付金というのがいただけることになっておりますので、そちらのほうの活用も視野に入れながら、令和8年度も引き続き実施する予定でございます。

前川裕量議員 これは本当に私の私見なんですけれども、実は給食費の完全無償化ってあんまり僕は賛成じゃありません。私はこれまでPTAのほうの役もさせていただきながら、その中で、給食検討委員会とかいろんなところへ出させていただきました。その中で言えるのは、やっぱり給食費を払ってるから、もっとおいしいのを出してくださいよと。ただ飯を食べさせてもらって、文句はなかなか言えないなど。

もちろん、子育てで大変な思いをされてる方もたくさんいらっしゃいます。本来であれば、そういう方を申請的な形で無償化していくのは大切だと。でも払える方は、子どもの飯ぐらいは自分で働いて頑張って支払いたい。そして、その上で、ただやっぱりいいものを食べれるように、何もカニを出せ、但馬牛を出せとまでは言わないです。でも、地産地消でおいしい食事を食べるためには、親もその意見が言える場づくりが要るかなと思いつつ、ただ、今、町長、福崎町はどうするじゃなしに、国の方針において無償化になるかならないか。国任せというふうにしか聞こえないですけど、やはり福崎町はこれから子ども子育てはこうするんだという思いで、無償化の部分の取組はされないんでしょうか。

町長 私の公約の中で、小中学校の給食の無償化は進めていきたいということはずっと述べてまいりました。その中で、この給食費の無償化は、私の思いとしては、各自治体が個別に考えるものではなくて、どこの市町に住んでいても、やはり国

が責任を持って給食費の無償化ということに取り組んでいただきたいということ、私はいろんな国会議員の要望活動がありますが、そのときにはずっと申し上げてまいりました。

そういった方向が出ているということは、大変うれしく思っております、かつ、令和8年度から小学校をまずやると。中学校はその後、引き続き考えるという方向になっているということは、大変いい方向に進んでいるなというふうに思っております。

前川議員がおっしゃるように、給食費ですね、食べたものぐらいは払ったらどうだ、いいんじゃないかというようなご意見もあろうかと思いますが、国の方向としても、そういった子育て支援ということの中で給食費の無償化を進めていこうとされていることについては、私はそのようにぜひしていただきたいというふうに思っているものでございます。

前川裕量議員 国が今から無償化されるということで、ただ、その中でやはり質を、どうしても無償になると、なかなかやっぱり親としても、これまで給食に携わってた中で、やっぱり一部でも払っているから、物が言いやすかった部分、これが無償化したことであんなにそうならないように、やはり子どもたちの、そして、父兄の親の声も届くような給食を今後も続けていただきたいと思っております。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

前川裕量議員 それでは、中学校部活動の地域移行について質問をさせていただきたいと思っております。

今、国が推進する部活の地域移行は、教員の働き方改革のみならず、少子化が進む中で子どもたちのスポーツ、文化活動の継続できる環境を守るための重要な転換期であります。本町では検討が進められておりますが、現在、特に小学校5年生や6年生の子どもを持つ保護者から、「子どもが中学校に入ったとき、部活動はどうなるのか」、「希望する部活がなくなってしまうのではないか」といった切実な不安の声が届いております。

前回、6月での答弁以降の進捗、また具体的な方向性について伺いたいと思っております。現在の取組の状況、進捗について、実証実験の結果など、6月以降の本町の実施された実証実験の具体的な内容とそこから得られた成果、また浮き彫りになった課題があれば、また、アンケート等を取られたと思うんですけども、その分析、児童生徒を対象にしたアンケート結果はどうであったのか。特に、現在の中学生だけではなく、今後入学を控える小学校の保護者、子どもたちが抱える不安、期待は、この町としてどのように受け止められているのでしょうか。

学校教育課長 福崎町におきましては、今のところ、平日、休日ともに部活動指導員の指導による部活動の地域連携を進めております。それに併せまして、部活動の地域展開の本格実施に先立ち、課題の把握、諸問題を整理することを目的として、実証事業に取り組んでいることはご承知のとおりでございます。

今年度は4種目、剣道、卓球、陸上、男子バレーボールで、11月から来年2月にかけて実証をしております。63名の生徒が参加してくれています。この中でちょっと問題だなと思ったのが、連絡方法。中学校から離れますので、連絡方

法を今後どうしていったらいいかなということが一番の課題だと、今のところ思っております。

あわせまして、部活動地域展開推進協議会というものを開催しております。地域スポーツの団体の方、保護者代表の方から構成されるもので、今後の福崎町に合った部活動の地域展開について、方針をご協議いただいているところでございます。協議会は、第1回目を6月30日に、第2回目を9月26日に開催しております。来年1月16日、第3回目を予定しております。その協議会では、現在、児童生徒、またその保護者、小中学校職員を対象としたアンケートを実施しておりますので、その結果をご協議いただきたいと思いますと思っております。

そのアンケート結果でございます。まだ速報でございますが、中学生の生徒では、部活動に参加している生徒が今のところ約90%おりますが、それに対して地域展開になった場合は、参加希望は約50%に減じております。やってみたい部活動の運動系の種目は、卓球、バレーボール、ソフトテニスでございました。文化系では、絵画、料理でございました。

教職員にも、今の課題とか不安に思うことを聞きましたら、今後、地域展開をするにあたり、「生徒、保護者がきちんと理解できているか」、また、「受け皿の確保が本当にできるのか」、また、「その資質はどうであるか」、「トラブルがあった場合はきちんと対応してくれるのか」といったことへの不安の声が多かったです。一方で、職員が「兼職兼業で関わってくれるか」というところでは、2割弱でございました。

保護者のアンケート、いろいろ思いもおありですが、取り急ぎ、「地域クラブになった場合の費用はいくらぐらいが適当ですか」と聞いたところ、「月額3,000円程度なら」と答えておられる保護者が44%いらっしゃいました。

今後、ちゃんと周知をするためにも、来年度の予定を含む実証事業の取組やアンケート結果の概要などを広報でお知らせするとともに、学校だよりなどで周知徹底を図っていきたいと思っております。

前川裕量議員 それでは次に、今後の部活動の在り方の方向性についてであります。具体的なスケジュールとして、例えば、現在小学校6年生が中学校2年生になる2027年は、国の改革推進期間終了後の重要な時期でもあります。本町として、いつまでにどの部活を地域展開していくのか。具体的なロードマップがあれば、提示していただきたいと思っておりますが、あるのでしょうか。

学校教育課長 どの部活動をどうするかというのも、今の実証事業を踏まえまして、今年、来年の間にその見通しをつけた上で、先ほど申し上げました部活動地域展開推進協議会で改めてご報告して、諮っていただきたいと思いますと思っております。

大きな流れといたしましては、令和10年度には、学校での土日の部活動がほとんどなくなります。受け皿のない部は、土日の活動は現状どおり続けていきます。しかしながら、令和13年度には、学校での土日の部活動は全てなくなります。あわせまして、令和13年度までに、部活動の種目によっては、平日も土日も学校での部活動がなくなり、いわゆる地域連携、地域展開のクラブに展開していきたいと思っております。

しかしながら、いつから平日の部活動が全てなくなるのか、こういったことははっきりと決まっておらず、できる部活動からということで福崎町のほうではやっていきたいと思っております。

今後、一番大きな課題となるのが、学校での部活動がなくなりますので、生徒は自主的に自分でしたい活動を見つける必要がございます。また、違う意味で教職員による教育相談とか生徒指導が今以上に必要になってくるのかなということ

を、併せて考えていく必要があると思っております。

前川裕量議員 また次に、その受け皿の費用ですね。指導者の確保や運営主体の構築がどこまで進んでいるのかになるんですが、この地域移行に伴い発生する受益者負担について、保護者の負担増が、先ほど3,000円ぐらいまではという声もありましたが、それをどの辺まで抑えていけるのか、現時点での見解をお伺いしたいと思います。

学校教育課長 まさしく来年度の実証事業に向けて今試算をしているところでございまして、何を参考にするかといいましたら、スポーツ21ですか、ああいったものが年間1万円であるので、それに相当する額が妥当であるのか。いやいや、そうしてたら、消耗品費であるとか講師の先生の謝礼が払えないとか、そういったことを今まさしく試算して、来年度予算に反映させようとしているところでございます。そういったことも、今度の1月の協議会のほうでご協議いただきたいと思いますところでございます。

前川裕量議員 この中学校部活動移行という地域展開という中で、中体連のほうの大会がどんどんどんどんなくなってくる中で、やはり中体連の大会がなくなってしまうということは、もう部活じゃないのかなと。今、小学生の子どもたちが地域のスポーツクラブでいろんな活動をしている。その延長線になってしまうのかなというふうにも感じています。

そこで、まず教育長にお伺いしたいと思います。

部活はこれまで学校という枠組みの中で、勝利を目指すだけではなく礼儀や忍耐、仲間との絆、学び、この人間形成の場として機能してきております。活動が学校から手を離れ、地域へ移行していく中で、その教育的価値をいかに守れるのか、守っていけるのかというのも大きな問題だと思います。

福崎町で育つ子どもたちの部活環境が今後変わる中で、こういった部分がよくなるかもしれないというものもあれば、それも含めて、今の教育長としてのこの部活展開への決意であったり思いであったりをお願いいたします。

教 育 長 部活動と教育についての方針とか考え方というのは、変わっておりません。6月議会の答弁と同じになるんですが、生徒にとって今、質問議員が言われたように、日々の部活動は生き方の基礎を学ぶ人生勉強の場であると思っております。また、教員には、教育課程外の教育として、ふだん教室では見れない生徒の素顔や誠意に接する機会でもあり、生徒理解、生徒指導につながっております。

先ほど課長が答弁したとおり、遅くとも6年後、令和13年度以降、現在の小学校1年生が中学生になる頃には、全国の中学校から土日の部活動はなくなります。令和13年度以降は、平日の部活動も順次なくなっていく予定になっております。そのときに、福崎町の子どもが戸惑わないために、受け皿を一つでもたくさんつくって、スムーズな展開にすることが、今の教育委員会にできることだと思っております。

また、その中で地域展開でお世話になる指導員、その資質の向上も努めなければならない。そして、保護者にとって安心して地域に任せられるという体制づくりに取り組んでいきたいと思っております。地域展開について、これからも福崎町の子どものために、子どものニーズ、子どもがしたいこと、やりたいこと、また意見等が反映される仕組みづくりを含めて、どうすることが今後10年先、20年先の福崎町の子どもたちにとって一番よいのかという視点で、多くの人の意見を参考にして、保護者の経済的支援も念頭に置いて考えていきたいと思っております。

前川裕量議員 数年後に平日の部活もなくなるということは、もう部活じゃないんですね。

学校から離れてしまう。先ほど言ったように、本当に今、小学生の子どもたちがいろんな形で習い事、バスケットやソフトボールや野球や水泳や、小学生の子どもたちがいろんなスポーツクラブで活動している。その延長線になってしまうのかな。もう学校とは、このスポーツ、文化も含めて部活じゃないという形になってしまうのかなと思うんですが、それでよろしいでしょうか、教育長。

教 育 長 そのとおりでございます。

前川裕量議員 それを踏まえて、やはり部活の、もう今さら国が決められたことなんですけど、これまで部活がなしてきた学校教育の中で人間形成であったり、特に先輩後輩、またみんなで勝利を目指したこの教育に関しては、どうなっていくのかという不安もあるんですけど、これは教育長、今後どういうふうに変わっていく、そして、どうしていく。何かお考えがあれば、お示してください。

教 育 長 放課後の子どもたちの生活については、学校が関わり切れないという現状でありますので、地域に対して、その地域で子どもたちを育てる、地域全体で支える、そういう意識を地域住民さんには持ってもらうように啓発しなければならないと思っております。

前川裕量議員 だからこそ、今後、この福崎町でも多くのスポーツクラブ、子どもたちを受入れることができる土壌づくりがこれから急務かなと思いますので、その辺も教育委員会、社会教育課も併せてやはり力を入れていただいて、でもやっぱり子どもたち、特に中学生なんかは本当にエネルギーがあふれている時期です。それをやっぱりスポーツに向けられるように、またご指導いただけたらなと思います。

次の質問に移りたいと思います。自立（律）のまちづくり交付金の在り方についてであります。

福崎町の自立（律）のまちづくり交付金は、本来、各地域が抱える多様な課題に対し、住民の主体、創造的な解決対策、地域力を向上するため実行する支援、制度であったと思います。しかし、現状では、行政主導による各自治会の事業内容が防災訓練が必須と義務づけられていると。この運用に関して、これはこの制度の名称である自立（律）という精神、すなわち自ら律し、自ら立てる地域づくりの目的を損なっているのではないかと、そういう疑念からの質問であります。

まず、交付金創設の理念について、創設時のこの目的、制度の創設時の各自治会の取組の事業に対して、この自立（律）のまちづくり交付金が創設されたときの当初の目的は何であったのか、お願いいたします。

地域振興課長 平成25年度から始まった事業でございます。参画と協働でつくるまちづくりの理念の下、地域住民の創意工夫によって自治会で自ら企画して、地域づくり活動を通じて、住みよいまちづくり、未来ある元気な福崎町を形成する目的で創設したものでございます。先ほど言われましたように、当初は自律、律は律するという漢字を使っておりまして、自治会の自律の心を育てるという思いで始まった事業でございます。

前川裕量議員 それでは、当初、各自治会でどのような取組をされていたのか、何例かお示しただけですでしょうか。

地域振興課長 地域づくり委員会を立ち上げまして、その委員と担当する職員が自治会に出向きまして話し合っ、地域の課題解決に取り組まれておりました。そして、集落の規模にかかわらず、計画した事業にできるだけ多くの住民が参加するように呼びかけ働きかけて、事業に取り組んでいただいたところでございます。

前川裕量議員 いろんなイベントをされていた。花いっぱい運動とか、いろんな事業があったと思いますけれども、この第1期の評価として、制度導入初期における地域の主体的な取組事業の中で、地域コミュニティにどのようなプラスの影響が与えられ

たのか、どのように評価をされているのか、あればお願いいたします。

地域振興課長 各集落が自主的に事業を立ち上げて、よりよい集落づくり、地域のコミュニティの醸成に努めていただくための第一歩だったと思っています。この事業によって、希薄だった地域内の交流が改善した自治会もあったとお聞きしております。

前川裕量議員 それでは現在、この防災訓練が必須になっていますけれども、現在の事業のこの交付金の目的は何でしょうか。

地域振興課長 本年度から第5期、1期を3年間とし、延べ13年目を迎えています。始まっています。今期からは、防災に関する事業を必須事業として、地域コミュニティによる自助・共助を取り入れた防災力の強化をお願いしているところがございます。これは近年、自然災害が多く発生している状況下であることから、安全・安心な地域コミュニティの形成が重要だと思っています。

そのため、この事業を活用いただき、自治会単位で地域防災力の強化に取り組んでいただきたいと思います。制度設計したものでございます。まさに自助・共助の取組だと考えております。

前川裕量議員 本来、自律に向けたまちづくりだったと思うんですけど、この防災訓練の実施や資機材整備については、本来、国や県の防災関連の補助金、自主防災組織の支援などの活用範囲であるのではないかなど。そういった補助金があるのではないかと。町のその貴重なこの一般財源を使うのではなく、他の交付金があるのであれば、そちらに振り替えるほうがいいのではないかなどと思いますが、何か自主防災訓練に対しての国・県の補助金はあるのでしょうか。

住民生活課長 自治会で防災訓練を行う場合の補助金制度としましては、県のひょうご安全の日推進事業、それから一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業、こういったものがあります。どちらも毎年、区長様には案内をしております、実際に活用いただいている自治会もあります。今年度もいくつかの自治会で実施をしております。

前川裕量議員 であれば、自立（律）のまちづくり交付金は要らなくないですか。防災訓練が今、成田課長が言われた自助・共助・公助の醸成であれば、どちらかというところ、自主防災訓練のほうが合った補助金になるのではないかと。そうじゃない。これは自律のまちづくり、当初言った、自ら律し、自ら立てる。そして、コミュニティ形成をつくる。そのための交付金であったと。

今、言われた確かに災害が多い中、最も必要なのは、地域力である。地域コミュニティの醸成というのは、本当に大切だと思います。でも、同じ交付金あるんやったら、今、町長、財政厳しいですよ。国・県から補助がいただけるんやったら、そっちで使ったらどうですか。そうじゃない。自律をするまちづくりであれば、防災訓練を必須にする必要があるのか。

今年度の事業はまだ出てませんが、今までされていた花いっぱい運動とか、何か地域のイベントとか、そうやって地域力を上げていくためのものである。もちろん、これは今13年って言われましたかね。13年たつと目的も変われば、目標も目的も変わってくると思います。もちろん少しずつよくなっていくことで、目的は変わってきて当たり前だと思います。

でも、だったら、一度見直すべき。今のであれば、私は自主防災訓練がメインであれば、県の補助金、一般財団の交付金を使えばいい。その点、どう考えられるでしょうか。

町長 先ほど住民生活課長が申しあげましたように、国・県ですか、団体になるのでしょうか、補助金があります。けれども、これ申請をしたからといって、必ず当たるものでもありません。福崎町33集落ございまして、33集落が要望しても、

毎年当たるか当たらないか分からないというようなことがございまして、当たる自治会はこれを活用して、その年には大いに防災対策に役立てていただきたいと、このように思います。

今回、防災対策事業をやってほしいというふうにさせていただいているんですけども、この件につきましては、前川議員もおっしゃっておりますように、災害が起こったときに大事なものは、その村それぞれの地域力だという中で、この防災訓練をしていただく中で地域力も向上していただきたいという中で、このたび3年間のこの事業の中では、必ずそれを入れていただきたいということにさせていただいております。それがずっと今後も続くかということは、また3年たったから見直しをしていったらいいと思います。

もう一つ付け加えさせていただきますと、こういったまちづくり交付金なんですけれども、私はいわゆる自立（律）のまちづくりなんですから、自立（律）ができれば、その村で自主的にやっていただきたいという思いは強く思っております。けれども、今、行政懇談会で回っておりましたら、この自立（律）のまちづくり交付金、うちの村は小さな村で少額なんだと。もうちょっと援助していただけないかというようなお話もあるわけなんです。

そういった住民ですね、村の意見もしっかりとお聞きしながら、この自立（律）のまちづくり交付金事業が村の自治会の自立（律）に役立っていくように活用していただきたいなと思っております。

前川裕量議員 県やその他のやつが全体に当たらない。だったら、自立（律）のまちづくり交付金という名前を変えてください。自主防災訓練交付金にしましょう。そうすれば、私は何も言わないです。目的が変われば、名前も変えてもいい。そして今、町長が言われた自立（律）のまち、これ例えば町がこの交付金はこれをしないと出せない制限をかけることによって、やらされてることになってしまう。これはやらされると、自立（律）じゃなくなるんです。自ら律し、自ら立つこの心をつくっていくためには、自由度を渡さないと、私は自立（律）ができないんじゃないか。

何もこれを今おかしい、失くしてしまえじゃないんです。当初の目的が変わったとしても、じゃあ、今の現在の目的が変わったのであれば、名前を変えたり、いろんな形で変化をしていくことが必要。これまでやってきた内容は変わってきたけど同じ名前では、これはおかしいんじゃないかって。

今、町長が言われたように、各自治会で防災訓練をしてほしいのであれば、自主防災訓練交付金としてすればいいじゃないですか。いやいや違う、各コミュニティをしっかりと醸成するために自立（律）していただくための交付金であれば、また、自立（律）のまちづくり交付金としての在り方を今、もう一度見直していただきたい。去年までこうしてたから、同じようにする。これは今、この財政の中で決してやってはいけない。

目的が変わったのであれば、目的が変わったで、きちっと名称も変えていく必要があるだろうし、何を目的にするかを再度明らかにしていくことで、名称は必然的に変わるとは思います。その点どうでしょうか。

町長 この交付金の目的はやはり参画と協働で、自治会の中で各種団体がしっかり話し合いをしていただいて、その中でこういった事業をやっていこうということで、地域の活性化、自主的な運営をしていただきたいという思いでつくったこの交付金事業でございます。

先ほど、自主防災訓練交付金としたらいいんじゃないかということでございますが、これが全てだということではないんですね。このまちづくり交付金の一部

としてこの事業を取り入れてほしいということで、自治会のほうにはお話しさせていただいているのでございまして、全体としては、村の中で自主的な事業を、地域活性化をよくするような事業を参画と協働でしていただきたいというのが大きな目的でございますので、自主防災だけに特化した交付金だというわけではございませんので、こういった名前にするのは、私にしてみたらちょっといかなものかなと思うところでございます。

前川裕量議員 いや、何もそうしてくださいじゃなしに、今の状態であれば、そうになってしまうのかなと。いや、やっぱり今言われたように、参画と協働を主とするのであれば、あまりこういう必須科目を設けないほうがいいんじゃないかと。

今度3月、また来年度の決算を楽しみに、どんな活動をされたのか、自主防災訓練以外どういった活動があったのか見てみたいとは思いますが、私は基本的には、自立（律）のまちであれば、必須項目を設けず自由度、先ほど町長も言われたように、ある自治会では交付金額は少ない、その中でもっと増やしてほしい、いろんなことをしたいという思いのある各自治会もあるとお聞きしました。だからこそ、自由度を持った形で進められるほうが、今言われた協働と参画ができるのではないかというふうに思います。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について、質問をさせていただきます。

長引く物価高騰で、住民生活や町内事業者、経営への圧迫は続いております。国において経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増しの決定がされております。この貴重な財源をどのように生かすのか。昨日も質問議員がいらっしゃいましたが、この情報に関して、国からの情報をどのような形で今取っておられるのか、お教えてください。

企画財政課長 国からは、11月21日付で重点支援地方交付金の拡充についての通知が来ております。この重点支援地方交付金の拡充は、物価が上昇する中、地方公共団体が地域の実情に応じ、生活者・事業者の支援を行えるよう、重点支援地方交付金のさらなる追加を行うもので、国が推奨事業を提示しております。

国の推奨事業の内容については、昨日、大住議員の配付資料に記載のとおりであります。予算規模は2兆円、うち食料品の物価高騰に対する特別加算が0.4兆円となっております。

前川裕量議員 今回、上増しされた部分で、本町において交付される額はどれぐらい増額されるか、見込みが分かればお願いいたします。

企画財政課長 12月16日に重点支援地方交付金の福崎町の限度額が示されました。限度額は2億366万4,000円となっております。うち食料品特別加算分が約6,400万となっております。

前川裕量議員 なぜこういったことを聞くかなんですけれども、11月21日に通知があった。それ以前に、このことはいろんなマスコミでされてた中で、企画財政課としてはその情報を得て、何か自ら情報を取りに行くか、調査したということはあったんでしょうか。

企画財政課長 11月21日というのは国の閣議決定の日でございまして、それ以降、国の補正予算の中でいろいろな情報がこちらに来ております。その状況も踏まえていろいろ検討をしておったんですが、限度額がいくらになるかというのが分かりませんでしたので、特に福崎町の事業としては決めておりませんでしたので、2億ほどの限度額が示されましたので、今後検討していきたいと思っております。

前川裕量議員 昨日、どういったことをするというふうな形で課長のほうから答弁があったと思うんですけれども、この充填される施策に対してどのようなニーズがあったのか、

調査されたでしょうか。

企画財政課長 町民のニーズについては把握できておりませんが、国が示しております推進事業の中で、物価高騰対策に効果的な事業を実施していきたいと考えております。

前川裕量議員 もちろん全住民のニーズ把握は難しい。そんなんでできるわけがない。なぜこれが出たときに、町長、私たち議員に聞かないんでしょうか。こんな政策があるんじゃないか、こんなやり方があるんじゃないか。今、本当にこの物価高で困窮されている方がたくさんいます。私の場合だったら、やはり子育て、それも若い方、まだまだ自分の給料が高くない、でも子育てする中、よくこれ今回でもよくあるのが、非課税世帯への政策が多いですけども、私はそうじゃない。低所得課税世帯への支援をいかに充足していくのか。そして、これだけ大きなお金をいかに効率的に、そして今回はなぜ国がしないのか、私たちこの地方自治体がするのか。

この各地域地域によっての事情によって、その政策を進めれるように、それが今回のこの重点施策なんじゃないかと。だったら、少しでも住民ニーズを得ようと思わないのか。最も一番近いのが、私たち議員も住民代表であります。いろんな支持団体の中で、私たちはこの場に立たせていただいております。ある意味、私たちも住民の声の一つである。例えば全協を開いて、何かいいアイデアはないか、それを全部聞けじゃないです。それを聞いた中で、政策に反映することができれば、福崎町の独自の支援施策が展開できたんじゃないか。

ただただ、国から来る情報を、そして、前回やったやつをただただして、このお金が本当に生きたお金になるのか。少しでも生きたお金のしようと思えば、例えば、私たち議員をもっと使ってくださいよ。商工会に話を聞かれましたか。経営者協会に話を聞かれましたか。いろんな各種団体があります。この話は昨日、今日出た話やなしに、この国会が開かれる前からこの話が出てます。準備をする時間はもっともったあったと思います。なぜ、まず私たち議員に聞いていただけなかったのか、非常に残念であります。

これからも、こういった重点施策の中で物価高騰、住民へ直接のサービスがあると思います。これまた近いうちに臨時議会でも開かれると思うんですけども、今後の予定があれば、どのように進められるか再度お伺いします。

町長 ありがとうございます。この重点支援地方交付金がいただけるということになっております。議員になぜ今まで、11月21日にそういった閣議が決まったのに、聞いていただけなかったのかというようなお話で、その点は反省をしたいと思っております。

ただ、今そう言っていただいたことは大変ありがたいなと思っております。私自身、そういうお話を議員さんから聞いてみたいという思いは強く思っておりますので、会派の代表の方、会派との話合いでありますとか、いろんなそういう話を聞く機会というのは大事なことだと思っておりますので、そういった機会を議会としてつくっていただけるのであれば、私はぜひそういった機会を今からでもつくっていただきたいと、このように思っております。

それと次に、この後どういう段取りでということですが、実は、3月議会までというわけにはいかないと思っておりまして、来年に入りましたら臨時議会をお願いして、契約案件もごさいます。それと併せて、この重点支援交付金の補正予算を上げていきたいと思っておりますので、来年度、また議会のほうにお願いしていきたいと、このように思っているところでございます。

前川裕量議員 何も私たちだけじゃなしに、やっぱり住民のニーズをどれだけ反映できるか。その意味で、使っていただけたらどうかなという思いです。あと今、先ほど課長も言われたこういう情報は、まず自らこういう、特に企画関係は、情報を取りに

行っていただきたい。先ほどの課長の答弁であれば、国から来た、県から来た情報を待っているのではなく、いち早く自ら取りに行っていたいただきたいなど。

ただ、前回質問の中で言ったように、企画財政課は非常に幅広い。それこそ、アクセルとブレーキの課であります。私は前から言う、企画財政課でなく、企画課と財政課に分けるべき。そして、企画課がどンドンどンドン情報を取ることで、少しでも早く情報を得ることによって、福祉、この住民サービスへつなげられる、そのように思います。

今回、昨日と今日の一般質問の中で少し感じる部分であります。現状維持は後退の始まり。これはパナソニックの松下幸之助さんの言葉であります。何か変化を恐れては、そしてそこに立ち止まるということは、これは退化なんですよね。また例えば、孔子の思想で、なすべきことを知っていながら、それをなさないのは臆病である。なすべきことを知りながら、それをなさないのは臆病である。今、福崎町の行政は、そういった傾向があるのではないかと大変危惧いたします。

昨日の一般質問の答弁でも、公共施設はこんな大変じゃないか。答弁はほとんど、いや、今の現状でやりますよというふうにしかなかった。臆病にならず、この財政難の中、変化を恐れず、一步を踏み出す勇気を理事者の方々はじめ、みんなで持って進めなければ、この今は駄目ではないかと強く思い、そしてまた、皆さんにもその思いを持っていただきたいと思い、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 以上で、前川裕量議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1、行政改革における歳出削減及び歳入確保の取組について
以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、行政改革における歳出削減及び歳入確保の取組について、お尋ねしたいと思います。

福崎町の財政運営は、物価高騰、職員人件費の上昇、大型事業公債費の増加などにより、令和4年度以降は実質単年度収支が赤字決算のため、町の貯金にあたる財政調整基金の一部を取り崩し、一般財源に補填する形で運営されてきました。当面はこの状況が続くことが予想されており、地方自治体としての持続可能性や行政サービスの継続性が危ぶまれる事態と言えます。

行政改革は待ったなしの状況となっており、今年度の自治会単位の行政懇談会におきましても、行政改革の必要性について説明がありましたが、その取組には、住民の皆様へ丁寧な説明をされ、現状を正しく認識していただき、ご理解とご支援をいただくことも必要不可欠だと思いますので、質問をさせていただきます。

まず、財政運営の自己評価及び外部評価についてでございます。

現在のような厳しい財政状況に陥ることは、ここ10年間のうちに同時進行で着手されましたJR福崎駅周辺整備事業、神崎郡新ごみ処理施設の建設、中播消防署建て替えなどの大型事業に関する経費増加を考えると、ある程度早期に予測できていたのではないかと思います。

この10年間の財政運営について、どのような自己評価をされているのかお尋ねします。また、県の財政ヒアリングでは、どのような評価や助言、指導を受けておられるのかお尋ねをいたします。

企画財政課長 ここ10年間の財政運営につきましては、平成27年度から令和元年度までは、

財政調整基金残高が13億円台で推移し、実質単年度収支もおおむね黒字で、健全な財政運営ができておりました。令和2年度以降、会計年度任用職員制度の導入や駅周辺整備事業に係る町債の元利償還が始まり、人件費、公債費が増加してきたものの、令和2年度、3年度は、新型コロナの影響もあり、他の歳出の減少や地方交付税、国庫補助金など歳入の増加により、財政調整基金を積み立てることができておりました。

令和4年度以降は、新型コロナの収束により、歳出の増加に対し歳入が伸びず、ごみ処理経費の増加などもあり、財政調整基金の取崩しが続くようになりました。財政悪化の要因としましては、人件費、公債費など義務的経費の増加が主なもので、このうち人件費の大幅な増加については、予測できておりませんでした。

また、県の財政ヒアリングにつきましては、福崎町の財政状況について、過去の大型投資による公債費負担が過重、加えて、姫路市へのごみ処理委託という特殊要因が加わり、令和4年度以降は収支が悪化しているとの評価でございます。対策といたしまして、財政調整基金残高の維持、新ごみ処理施設の建設、中播消防署建て替え以外の投資的経費の抑制・平準化、交付税措置のある起債など、有利な財源のさらなる活用などの助言を受けております。

牛尾雅一議員 答弁ありがとうございます。今の答弁で、令和2年度以降は会計年度任用職員制度の導入、また駅周辺整備に係る町債の元利償還が始まり、公債費が増加したけれども、令和2年度、令和3年度は新型コロナの影響でイベント等の減少、それに地方交付税、国庫補助金などの歳入の増加があり、通常の財政運営ができましたというご答弁と思います。令和4年度以降は、人件費の大幅な上昇、ごみ処理施設経費の増加が重なり、財政調整基金を取り崩しても実質単年度収支の赤字が3年続いているという、以前からもよく説明をお聞きしてるんですが、と思います。

そして、県の財政ヒアリングで、交付税措置のある起債の活用等、有利な財源のさらなる活用の重要性というんですか、その助言があったという答弁でございましたので、ぜひそのようになりますように鋭意取り組んでいただきたいと思っております。

次に、第7次行政改革大綱（案）の目標設定について、基本目標は一般的な文言、内容となっておりますが、数値目標については、令和8年度から12年度までの5年間で、自主財源の歳入1億円以上増収、自主財源の歳出4億円以上削減となっております。この数値目標はどのような判断基準で決定されたのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 第7次行政改革大綱（案）に記載しておりますとおり、今後の財政見通し、中期財政計画収支試算によりますと、毎年度、一般財源ベースで1億円から2億円の実質単年度収支の赤字が続き、今後5年間で約5億円の収支不足が見込まれるため、新たに発生する財政需要を賄いながら、健全財政を維持するためには、5年間で自主財源の歳入を1億円以上増収、一般財源の歳出を4億円以上削減する必要があるということで、この数値目標にいたしました。

牛尾雅一議員 答弁いただきました。福崎町の年間予算というんですか、約100億円前後ということでございます。5年間で今、説明の自主財源歳入1億円以上増収、一般財源の歳出4億円以上削減といいますのは、数字的には十分可能と見えますけれども、予期しないことが起こり得るとも考えることもありますので、まあ言うたら、気を引き締めてやっていただきたいと思っております。

次に、一つ一つの歳出削減や歳入確保の取組は、小さな金額かもしれませんが、たとえ数十万円、数百万円でも財政調整基金にこつこつと積み上げていくことが

重要だと思しますので、具体的な取組について質問をさせていただきます。

まず、福崎町職員の定員の適正化についてです。

現在、福崎町職員の正規職員については、定員は何人に設定されているのでしょうか。また、その定員を基準に、退職者の補充として新規採用される計画になっているかと思えますけれども、業務の見直し等により、退職者数に対して新規採用者数を抑制していくことで、人件費削減につながるとは思いますが、いかがお考えなのかお尋ねをいたします。

総務課長 福崎町の定員適正化計画の中では、令和7年度は157人と設定をされております。それから、今年度進めております行政改革における第7次行政改革実施計画の案でございますが、行政需要に応じた適正な職員数を確保するとともに、民間委託や会計年度任用職員の総数の見直しなどにより、人件費の抑制を図るとお示しをさせていただいているところでございます。これは言い換えますと、退職者数に対しての新規採用を抑制するという考え方は、持っていないというところでございます。

牛尾雅一議員 私は以前、町単位というんですかね、大体人口100人に対して、職員、正規職員さんのことだと思うんですが、1名ということをお聞きしたことがあります。今、157人ということで、総務省の勧告というんですか、以前にありましたので、職員さんが私が思っていたより少ないということで、今大変業務が煩雑化して大変だということで、会計年度任用職員さんが多くおられて、それで今賄っておられるということだと思います。

です。私ちょっと人数は思ったよりも正規の方が少ないということで、今、課長の言われましたようにされるのがいいというふうに思いました。失礼いたしました。

続きまして、次に、令和8年度の新規採用職員についてでございますが、一般行政職3人、建築職1人、保育教諭1人の採用が内定しているということでございますが、近年は公務員や民間企業を含めまして、専門職の人材獲得競争が激化しておりまして、実際に当町の土木職の応募がなかったと聞いております。建築職は何とか1人確保されたということで、よかったと思っております。

近年は、公務員試験においても、社会人経験者枠の創設とか転職市場の流動化により、即戦力の人材が期待をされていると思っております。今回採用が内定されている方が社会経験者でございましたら、即戦力ということで、どのような部署に従事される予定なのか、お尋ねをいたします。

総務課長 人事に関わる事柄でございますので、今の段階で具体的な答弁をさせていただくのはちょっと難しいんですけども、特に専門職の配置につきましては、社会人経験ということだけではないんですが、専門職の配置につきましては、役場全体の職員の配置だけでなく、持っております事業計画でありますとか職員の育成も勘案して考えてまいるものでございます。

牛尾雅一議員 今、土木職の方の応募がないということで、採用ができませんわね。そしたら、建築職の人が土木職の方の分と言ったらおかしいんですけど、そういうふうな業務を手助けというんですか、一般職員の方の。そういうことで、建築職の採用の方は社会経験者かと思ったんですが、個人情報で難しいですかね、その答弁は。

総務課長 建築職の方が土木職をやっていくとか、そういう考え方は全然ないんです。あくまで建築職として育てていただいて、仕事に従事していただくということでございます。

牛尾雅一議員 今、行革の中で、投資的経費を1年間で1億円以内に抑えるというようなことをずっとお聞きしております。ですので、このタイミングというのは、建築職の

方を採用されるということは、またその投資的経費とか、昨日もたくさん質問にありました既存の施設の修繕とか、そういうことに、まあ言うたら尽力してもらえぬ人材という意味の採用じゃないかとも思っております。

将来に向けて、そういう民間の獲得競争が激化しておりますので、そういう専門職の方はとにかく自分の専門の知識を生かしていただいて、入札なんかの土木とか建築のときの実施とか、そういうこと的设计とか、そういうことも詳しいと思いますので、力を発揮していただけることと思っておりますので、大変よかったですと思っております。

続きまして、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進について、お尋ねをいたします。

一般的な歳出削減の取組の一例といたしまして、業務の効率化による業務改善が挙げられますけれども、コロナ禍以降に急速に進展した自治体DXについて、お尋ねをいたします。

国は自治体DXとして、デジタル技術を活用した業務の効率化を推進されていますが、福崎町では、コロナ禍以降において、デジタル化された具体的な取組はありますでしょうか。また、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用された取組実績はあるのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 自治体DXの取組といたしましては、令和6年10月から入札事務の効率化、入札参加者の負担軽減のため、電子入札システムを導入し、工事・業務の一般・指名競争入札の電子入札を実施しております。

また、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業として、令和5年度に、公立認定こども園の事務の効率化及び保護者の出欠連絡、園児の登降園管理などが行える保育業務支援システムを導入いたしました。令和7年度は、税務課で税金の支払いがキャッシュレスで行えるPOSレジシステムを導入いたしました。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。私もその税務課で税金を支払うときに、初めてPOSレジシステムというのを見まして、大変何かお金を数えるときも間違いがないかと何遍もするんですけども、お釣りをいただくこともなく、自動的にもらえたということで、職員の方の業務改善ですか、そういうことで非常にこれはなかなか、ほかにもまだまだたくさんまた考えておられると思いますけども、ぜひ職員の方の業務の改善というんですか、そのためにいろいろ考えてほしいと思います。

続きまして、行政事務の電子決裁についてでございます。

国は、行政のデジタル化として、事務の電子化を推奨されています。役場の行政事務におきましても、既に電子決裁システムが導入されているかと思いますが、どのようなシステムで、どのような業務作業をされているのか、お尋ねをいたします。

総務課長 福崎町では、令和2年度に財務会計システム、令和3年度に文書管理システムの電子決裁を導入しております。財務会計システムは、予算や会計処理に係る伝票の起票、決裁、審査などの業務について、従来は紙の伝票により押印決裁をしていたものを、システム上の電子伝票により一連の処理を行っているものであります。文書管理システムは、文書の收受、これは受付なんですけど、收受や起案（決裁）など、文書の作成から保存、活用、廃棄に至るまでの文書の流れ（ライフサイクル）を電子文書により処理するとともに、一元的に管理できるシステムとなっております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。分かりました。

次に、電子決裁の効果、またその課題についてでございます。

電子決裁は今、説明がありましたように、紙決裁の時代と比べまして、どのような効果があるのか。また、作業時間短縮など業務の効率化や時間外勤務の削減というんですか、削減につながっているのか、お尋ねをいたします。そして、電子決裁の課題点というのがありましたら、教えていただきたいと思います。

総務課長 紙の決裁では、紙の文書ですとか紙の伝票をずっと回していく、回覧していきますので、起票から決裁、審査完了まで一定の時間がかかりました。また、出先機関でありましたら、紙の文書や伝票を役場まで持参する必要もございました。この点、電子決裁でありましたら、システム上で決裁を進めますので、文書を持参、持ち回る必要がなく、時間を短縮することができます。また、決裁等の進行状況がシステム上で確認できますので、処理漏れを未然に防ぐ等、業務の効率化につながっております。

また、紙決裁では、過去の文書の確認となりますと、手作業でかなりの手間を取られておりましたが、電子のシステムでは文書の検索、また内容の閲覧までパソコン上でできますので、業務の効率化や、またペーパーレス化によるコスト削減やセキュリティの強化にもつながっております。

また、出納室では、年間約7万枚の伝票とその証拠書類を整理分類して、ファイリングするというようなことを行っておりましたが、その作業はなくなりました。また、ペーパーレス化により、用紙の使用枚数、コピー代を削減し、伝票など紙決裁の保管スペースも削減できたということにつながっております。

あと、電子決裁の課題点ということでございますが、添付ファイルが多い場合に、1つずつ開いて閉じてというような手間が時間がかかるというところがございます。技術の進歩によって、そのスピードが速くなる部分もあるんですが、添付ファイルをできるだけ一つにまとめるとか、そういうような工夫をしながら現在運用しているところでございます。

牛尾雅一議員 非常にその効果が絶大と言うんですか、大変多くあるということで、まず電子決裁ということは非常に効率化に役立っていると思います。

ちょっと私、ただ一つ、その紙ベースで、まあ言うたら、押印されてずっと回して、課内とか、何か急病とかなんとかで特別な理由でちょっと休まれた職員さんがおられましたときに、その方は、まあ言うたら、役場のそういうものは持ち出せないというようなことだと思いますんで、そういうときだけちょっと間隔が開くんじゃないかと思ったりもするんですが、そんなことはないんでしょうかね。いや、分かりました。いや、それは言ってません、私が思っただけで。だから、いや今、大変有効な決裁ということで、よかったと思っております。これで、この質問は終わります。

その次に、行政文書のペーパーレス化について、全国的な潮流でもありますし、福崎町議会におきましてもタブレット端末が導入されまして、紙媒体の資料配付は極力なくしていかれる方針が取られております。役場業務におきまして、年間何枚くらいのコピー用紙の使用枚数が減少し、どれくらいの事務消耗品費の削減につながっているのか、お尋ねをいたします。

会計管理者 庁舎内各課及び保健センターでのコピー使用量につきまして、電子決裁を導入しましたのが令和2年度の末、3月でございます、その令和2年度では、コピー枚数は約302万枚、コピー代は約1,000万円です。直近の令和6年度では、コピー枚数は約227万枚、コピー代は約980万円となっております、4年間で、コピー枚数は約75万枚減少、コピー代は約20万円減少しております。

牛尾雅一議員 議会においてタブレットをいただきまして、ありがとうございます。タブレット端末の導入をされたときは、私もちょっとデータに弱いんで、正直ちょっと困ったかなと思いましたけれども、いろんなサポートをしていただきまして、何とか慣れてきました。行政文書とか連絡事項についても、タブレット端末に入れていただいていたので、事務局の業務の軽減にもつながっていると思います。大変よかったですと思っております。

議 長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。
会議の再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 引き続き、質問をさせていただきます。行政サービスのオンライン申請について、お尋ねいたしたいと思います。

現在、役場などの公共施設の窓口で受け付けられております各種行政サービスの申請について、町の費用負担なしで使用可能な兵庫県の電子申請システムがあるとお聞きするんですが、そのようなシステムを活用されて、窓口で紙媒体で申請されているものをオンライン申請に切替えができるものも一定数あるのではないかと考えますが、いかがお考えなのかお尋ねをいたします。

企画財政課長 現在、図書館の図書貸出し予約や転入予約、転出届などで電子申請を行っております。第7次行政改革実施計画（案）の中でも、オンライン申請の推進を掲げておりますので、今後拡充を検討していきます。なお、兵庫県の電子申請サービスにつきましては有料となっており、県内4市での導入実績となっております。

牛尾雅一議員 私、聞き損なったと思います。何か無料ということを知りましたので、兵庫県さんのそういうシステムを活用させていただいたら、町のその費用負担がなくなるというか少なくとも済むんじゃないかと思ひまして、この質問をさせていただきました。

今、課長が県内4市の導入だけというんですか、4市と言われましたので、町とかでしたら、ある程度負担が多くというんですか、ある程度の負担があるので、町独自でということを取り組んでいただけるということが望ましいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、オンライン申請導入時の周知方法についてでございます。

仮にオンライン申請を導入、今もされとるんですが、広くされる場合、住民の方への周知方法はどのようなものが想定されているのでしょうか。また、ホームページでの周知は当然でございますけれども、高齢者の方に向けて、回覧板、区長文書とか広報ふくさきでも分かりやすく周知していただくことが必要かと思ひますけれども、いかがお考えかお尋ねをいたします。

企画財政課長 新たなオンライン申請導入時には、質問議員がおっしゃられたような方法で、広く町民全体にお知らせできるように努めさせていただきます。

牛尾雅一議員 今、町のホームページもリニューアルされて、住民の方に活用していただきやすいような取組をしていただけるという、昨日の答弁でもありました。それに加えまして、高齢者というんですか、デジタルに慣れておられない方のために、回覧板、また広報ふくさきでも周知していただけるということなんですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、国税の電子申告・納税システムe-Taxの活用についてでございます。

年明け後の2月からは確定申告の時期となりますけれども、国はDXとして、国税電子申告・納税システムe-Taxによるオンライン申告を推奨されております。

福崎町では、期間中に税務課職員の方が町内施設に出向いて、相談会を行われておりますけれども、毎日数名がその施設に行かれて相談に乗られるということは、手厚い住民サービスと評価もできますけれども、住民の方にDXを推奨されることで、この業務負担を削減することができるのではないのでしょうか。

職員の方は、朝から夕方まで出向いていかれておりまして、帰庁後に通常業務をこなされると思うんですが、その時間外勤務が発生いたしますし、そういうことに対する歳出の増加にもつながります。行政改革の一環といたしまして、国税電子申告・納税システムe-Taxを活用していただくために、住民のDX推進としてはどのような取組をされているのか、お尋ねをいたします。

税務課長 国では、デジタル社会の実現に向けて、納税者利便性の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxやキャッシュレス納付の利用拡大を推進しています。

国全体では、既に約75%の方がe-Taxで申告をされており、神崎郡を含む姫路管内においても72.4%の方が利用されております。税務署では、姫路労働会館において、原則スマホによる申告を実施しております。神崎郡では、まだまだe-Taxによる申告が進んでいないように思いますが、福崎町でも広報等でe-Taxの利便性等をお伝えし啓発しております。

さらに、独自の取組として、令和5年度のスマホを使った確定申告書作成説明会の開催、令和6年度スマホ申告の限定会場も設けました。令和7年度においては、老人大学の一般教養講座で「スマホによる確定申告」というテーマで説明をさせていただこうと考えております。今後、ますます加速する電子化手続の流れに取り残されないよう、町としては自分で行う電子申告のためのスキルアップ支援に力を入れていこうと考えております。

牛尾雅一議員 分かりました。全体、姫路事務所管内75%ということですが、神崎郡がまだそういう利用が少ないということなんで、いろいろご苦勞ですけど、率が上がるように取り組んでいただきたいと思います。

私の知り合いの方が、国税の電子申告をしたいんですけども、国保税等そういう金額をいくら納めたということが自分でちゃんと保管されとかなあかんと思うんですが、分からないことがあるので、その本人が役場に出向いて、情報をいただいたらできると思いますんですがというような話を聞きましたので、もしそういうことが可能でしたら、そのように役場窓口で、そういうふうな本人が行かれた場合、その情報を教えていただけたらというふうなご希望がありますので、そこからはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、高齢者の、今も課長がスマホによる確定申告ということで、推奨されるということなんで、高齢者の方を対象にしましたスマホ教室の開催について、お尋ねしたいと思います。

確定申告は年に一度でございますが、高齢者の皆様にふだんからスマートフォンの使用に慣れていただくということで、スマートフォンによる確定申告やオンライン申請など、役場業務の改善につながることも多くあると思ひます。令和7年度におきましては、企画財政課さんが町内の携帯電話ショップと連携協力されて、スマホ教室を2回開催されているとお聞きしました。ドコモ、au、ソフトバンクと業務提携をされて、開催頻度を増やしていただくことも有効かと思ひますけれども、いかがお考えなのかお尋ねをいたします。

企画財政課長 県も高齢者のデジタル活用推進に向けて事業を行っておりまして、この事業を活用しまして、令和7年度は県、市町、携帯電話事業者（au）と連携した高齢者対象のスマホ教室を開催いたしました。ドコモ、楽天モバイル、ソフトバンクとも県が連携協定を結んでおりますので、要望があれば、他の携帯電話事業者でのスマホ教室の開催は可能となっております。なお、県では1市町当たり年3回を開催条件としておりますので、開催頻度を増やすのは3日が限度かと考えております。

牛尾雅一議員 今日は、スマホのまあ言うたら使い方を習得されれば、どのようなことも、そこでいろんな予約とかなんとかを完結できるというのは大変便利なスマホは機器でございますので、活用していただくためにも、より多くの方に参加というんですか、していただきたいと思いますが、人数にも限りがあると思うんですが、そこらはまた工夫していただきまして、高齢者の方だけじゃなくても、希望の方をより多くそういう習得できるような取組をお願いしたいと思います。

続きまして、ネーミングライツ、命名権の導入についてでございます。

行政改革では、歳出の削減に加えまして、自主財源の歳入をいかに確保していくかも重要な課題となっております。その手段として、多くの自治体で導入されているネーミングライツについては、本会議、委員会等で他の議員からの指摘もあり、町としても考えていますとのことですが、具体的にどの町施設での導入を検討しておられるのか。また、金額設定はどのように算出されているのか、お分かりでしたら、よろしくお願いたします。

私的には、エルデホールやさるびあドームを連想いたしますが、仮にうまくいくというんですか、いきましたら、町内には各地区に文化施設（図書館、文化センター、八千種研修センター）やスポーツ施設（体育館、グラウンド）などがありますので、施設の性質や地域性なども考慮されながらバランスよく、川西、川東の施設にネーミングライツを順次検討されれば歳入確保につながると思います。いかががお考えなのかお尋ねをいたします。

企画財政課長 質問議員おっしゃられるとおり、第7次行政改革実施計画（案）では、ネーミングライツの導入を掲げております。現在、制度設計を行っているところでございますが、計画案では2施設で年間100万円としており、1施設当たり50万円を想定しておりますが、具体的にどの施設を対象とするかは未定となっておりますので、質問議員おっしゃられたことも参考にしながら、今後、対象施設の検討を行ってまいります。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。あまり一遍に多く増やされるというか、されたら、住民の方もびっくりというんですか、されますので、タイミングを計って、順次検討というんですか、していただけたらと思います。

続きまして、観光施設の有料化というんですか、それについてお尋ねをしたいと思います。昨日の一般質問におきまして、複数の議員の方が質問されましたので、重複するところもありますが、よろしくお願いをしたいと思います。

福崎町の観光地である辻川界限には、柳田國男生家、柳田國男・松岡家記念館、神崎郡歴史民俗資料館、大庄屋三木家住宅などの観光施設がございます。現在は全て入館料が無料となっております。人件費を除いた施設の維持管理費だけでも、それなりの経費になっていると思いますので、たとえ数百円というんですか、いいので有料化して、維持管理費に充当することは検討できないのか、お尋ねをいたします。

また、有料化することによりまして、歳入増加を図るだけでなく、地域のブランド化を図るメリットも期待できると思いますけれども、いかががお考えなのかお

尋ねをいたします。

社会教育課長 観光施設の有料化について、具体的に収入見込額、それから施設の入館者数への影響というのは試算はしておりませんが、現在無料であるので気軽に来館されている方々が、金銭的負担を理由に入館者数が減少するのではないかというふうに考えているところです。

今おっしゃられております柳田國男・松岡家記念館等の施設は、公共性の高い教育施設ではありますが、行政改革等の観点から、今後の料金徴収の在り方については現在、教育委員会で検討を行っているところでございます。

牛尾雅一議員 私的には、ある程度そんなにたくさんの金額じゃないんですけど、数百円というのは200円から五、六百円までの範囲かも分かりませんが、払ってでも、そういうところを見たいというんか、そこに行きたいという方はそれなりのまあ言うたら意識があられる方で、無料やから、あそこのカジロウを見たついでにとかいう人とまたレベルが違うと思いますんで、その有料化ということも、ただ、来られる方が減るといっただけじゃなしに、お金を払ってでも見るというその価値があるということを示すというんですか、分かってもらうためにも必要だと思っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、公用車管理の見直しについて、お尋ねをいたします。

現在、町が所有されている公用車の稼働率はどれぐらいなのでしょう。全ての車両が常に予約で埋まっている、出払っているという状況ではないんじゃないかと私は思っております。ですので、午前中はこの方が利用される、利用というんか使われる。午後はこっちの課の方というようなことで、各課でうまく公用車をシェアというんですか、使っていただくことを前提というんか、予約をずっとシステムがあると思いますんで、させてもらって、公用車の台数を減らしていただいて、あまり不要ということはないんですが、頻度の少ないような車両を売却するなどの見直しはできないんでしょうかと思っておりますなど、稼働率の低い車種につきましては、購入から事前に費用も分かっているとありますんで、リースに切替えとかになったら、税金っていうんですか、車を持ちますと、税金等やまた任意保険で保険料など維持管理費が非常に高くつくと思うんです。

ですので、維持管理費の節減を考えまして、そういう取組は検討できないのかお尋ねをいたします。

会計管理者 出納室で管理しています集中管理車20台につきまして、令和6年度の開庁日における平均稼働率は55%です。集中管理車の台数見直しにつきましては、行政改革調査特別委員会でお示しした資料、検討事業一覧に記載しておりますとおり、稼働率などの状況を勘案し、令和8年度に1台、令和9年度に1台、計2台を削減する予定です。

また、リースの導入につきましては、リース料率が契約期間や走行距離などにより異なるため一概には言えませんが、総支払い額が購入より高くなる場合が多く、現在は導入しておりません。バスなど高額の場合は、リースによる費用平準化のメリットが見込めますので、今後研究したいと思っております。

牛尾雅一議員 令和8年度に20台の集中管理の1台と9年度に1台と言われました。あんまり減らし過ぎても、また利用される課に不便もかかりますし、難しいところなんですけど、車というのは利用頻度に関係なく、プレートナンバーがついておりましたら税金と保険料が発生しますので、そこらはまたいろいろ研究してほしいと思っております。

続きまして、町有備品及び物品の売却についてでございます。

現在、町が保有されている備品とか物品等で売却可能なものはどのようなもの

が想定できるのでしょうか。また、今後、用途が見込めないというものについては、早期に売却というんか、これを処分というんですか、を進めて、処分は財源化にはなりませんけど、売却を進めて財源化とかにしていければいいと思いますが、いかがお考えなのかお尋ねいたします。

会計管理者 出納室では、入替えなどで不要になった公用車や備品をインターネット公売で売却をしております。これまでの売却実績としましては、自動車、マイクロバス、消防の積載車、グランドピアノなどがございます。本年度は、軽自動車と消防積載車の公売を予定しております。今後も継続して、不要になった公用車や備品で売却が見込めるものは、インターネット公売により売却をしております。

牛尾雅一議員 分かりました。ぜひそのようにお願いしたいと思います。今後、用途が見込めないものというのではないかも分かりませんが、そういうものがありましたら、保管するスペースということも発生しますので、処分なり売却を考えてほしいと思います。

最後の質問になりますので、町長に答弁を求めたいと思いますけれども、その内容は、福崎町の財政健全化に向けて、来年度からは思い切った歳出の削減や国・県の有利な補助メニューの積極活用など、創意工夫を凝らされた財政運営をお願いしたいと思います。答弁をよろしくお願いいたします。

町長 この行財政改革というのは、来年からの、今年もそうなんですけど、最も大事な福崎町の課題だと思っておりますので、まず、今回つくります行政改革大綱並びに実施計画を確実に実施していくということが大事だと思っておりますので、それに全力を注ぎたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 ぜひよろしくお願いいたしまして、今後の進展にご期待し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、10番目の質問者は、城谷英之議員であります。

質問の項目は

- 1、消防行政について
- 2、ふるさと納税について
- 3、県道・町道の整備について
- 4、エルデホールについて

以上、城谷議員。

城谷英之議員 議席番号11番、城谷英之です。議長の許可をいただき、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。ちょっと体調が悪いので、いつものようなトーンでいけるかどうかというのは、町側はそのほうがいいんかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

11月30日に「いざ登らん！春日山城！」が開催され、その中でも私はやっぱり大声なんで、大声コンテストで優勝をさせていただきました。シニアの部で、町長も準優勝ということでしたけれども、声の大きいのは地声でありまして、1回目、叫ぶのを「町長」っていうて叫んだんやけど、声が届かなかったみたいで、100デシベルでしたか。その後、「よいやさ」言うたら、今度は104.何ぼデシベルで、結構大きい声が出たんですけども、春日山がこうやって盛り上がってくれますことを、お祈りをいたしております。

次に、その前に、実は昨日、元維新の会代表、片山虎之助先生がお亡くなりになられたということで、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。実は、片山先生とは僕はもう何回も会わせていただいておりますけども、その中で総務委員会なんかでの質問で、やっぱり消防団のことを

思い、真剣に答弁を何度も理事者側に求められて、そういう答えでは消防団にその話は持っていけないのやと。もう一回答えてくれと、消防団の身になって答えてくれということで、今から消防団の質問に入ります。よろしく願いいたします。

これから年末に入って、消防団はお仕事の傍ら、町民の皆さんが安心して新しい年が迎えられるように、年末特別警戒をしていただいている。本当に感謝を申し上げたいと思います。また、台風が来れば、家族を置いて、町のため、村のために出動してくれる、頼りになる消防団であります。

まず、この消防団の報酬は、今はいくらなのかお尋ねをします。出動手当、訓練手当も含めて、お願いいたします。

住民生活課長 団員報酬なんですけれども、今、消防団本団の団長が16万5,000円、年額です。副団長が9万3,000円、支部長7万8,000円、副支部長6万2,000円、各分団の分団長が5万4,000円で、副分団長以下の団員が3万円となっております。出動報酬につきましては、災害報酬が1時間当たり1,000円。これは1日でマックス8,000円となっております、8時間分となっております。警戒出動が1回1,200円、訓練等出動は1回1,100円となっております。

以上です。

城谷英之議員 また、消防団をちょっと言い換えまして、非常備消防という言い方をしますけれども、非常備消防団の令和6年度の交付税、これはどれぐらいなのか。また、特別交付税、これがついてるんかどうか、お答えをお願いします。

企画財政課長 令和6年度の非常備消防費の普通交付税の算入額は、約3,400万円となっております。それと、特別交付税の算入額は1,450万円、合計しますと4,850万円となっております。

城谷英之議員 ありがとうございます。

次に、福崎町の消防団は、年間支給額、この消防団については5万円を超える消防団に関しては、課税しなくてはならないということになってるんですけども、これは大体何人ぐらいおられるんですか、お尋ねします。

住民生活課長 言われております課税が必要な5万円を超えているのは、本団幹部の9名、それから各分団長32名、合計41名になります。

城谷英之議員 例えば、その出動で5万円を超えたりしている人というのは、もう本団、分団長以外は見えないということですかね。

住民生活課長 出動だけで5万円を超えるという団員は、福崎町消防団の中には今はゼロです。

城谷英之議員 分かりました、ありがとうございます。先ほど数字をずっと聞かせていただいたんですけども、この交付税、特交、合わせて今、4,950万円。昔は、令和3年度、ここまでは480万円やったんですね。

今、片山虎之助先生の話もしたんですけども、平成24年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのができまして、消防団の報酬を上げていこうやないかということで世の中が動いたわけなんですけども、ところが、福崎町消防団は令和3年度までに報酬はずっと1万円やったんですよ。で、この令和4年度にやっと3万円に上げていただいた。

国はやっぱり3万6,500円、これはやっぱり払うべきだと言うてるんですけども。今の3万円いう根拠、これは何なんです。国は3万6,500円と言うてるのに、福崎町消防団は何で3万円なんです。お答えをお願いします。

企画財政課長 先ほど言われました普通交付税の算入及び特別交付税の算入が始まりました。それに見合うような団員報酬を検討しました。それで、福崎町の団員600名に対して3万6,500円に上げますと、かなりの財政負担となりまして、交付税

との兼ね合いもございまして、3万円ということに落ち着いた次第でございます。
城谷英之議員 その3万円という根拠というのは、今そういうような話やったんですけども、今、当初の話を聞いたら、交付税、特交合わせて4,950万円も出てるんですね。これだけ出とって、消防団には2,000万が払えないんですかという、2,200万か、3万6,500円の2,200万が払えないんですかという話なんですよ。

それは多分、答弁をもし返してんやったら、まだそれに年末警戒のお金が要るやとか退職報償金が要るやとかいう答えは用意しとってですけども、せやけども、それじゃないんですよ。国は3万6,500円払いなさいって言うてるんです。ほんで、なおかつ、交付税措置としてお金もつけてきてるんです。これ今、3万円に対して特別交付税措置なんですよ。分かります。これが3万6,500円になったら、3万6,500円の交付税措置になるんですよ。副町長、何かありますか。

副町長 この3万6,500円は、かなり以前から議論になっております。基本的に蔭谷課長が申しましたように、普通交付税の中では、あくまで普通交付税の算定というのは、人口10万人規模の標準的な団体に対して消防費でいくら、ほかのいろいろな費目も算定をするわけですよ。それはあくまで基準的なもので出てきております。

団員単価3万6,500円も出てくるんですけども、それでは10万人規模で団員が何人という人数もあるわけですね。それを福崎町に置き換えますと、300何人、400人も満たない数で積算されていると思うんですよ。600人いるけれども、600人は見られないというのが、普通交付税の理屈なんです。

そういった中で、不足分については特別交付税でも見ていただいておって、ある程度はもう補填はされとるんですけども、ただ単にこの3万6,500円に係る普通交付税の算定額と、実際福崎町が3万円出している団員報酬ですかね、差額はまだまだうちは持ち出しているというような積算になっております。

今は普通交付税で3,400万円、それから特別交付税で1,450万円と言うてるんですけども、これを消防費全体で見ますと、後ほどまた常備消防の話も出てくると思うんですけども、消防費の決算額に対して、じゃあ、交付税が充足されているのかといいますと、かなり今は持ち出しをしているような状況なんです。

細かくほかの手当等もあるんですけども、総額で見ましても、かなり持ち出しをしているというのが実態でございますので、個々に議論することも必要かと思うんですけど、総額的にみましても、やはり消防費に対しても持ち出しをしているというのが現状でございます。

城谷英之議員 ちょっと副町長の認識と僕の認識が違うかなという感じがします。これは副町長言われたように、令和3年、354人に対しての交付税。令和4年、332人に対しての交付税。その後、令和4年から、この特別交付税措置というのが取られてるんですよ。それに今まで特交なんかついてへんかったでしょう。それに特交がついてくるということは、今までとその対象が232人じゃないんですよ。だから今、交付税措置というのは、600人に対しての交付税措置なんです。

だから、その辺を、一番最初、令和4年には交付税額が1,000万しかなかったんですよ、1,000万ちょっと。ほんで、別途措置額が360万円、1,450万円か、こうやったんですよ。

ところが、令和4年から、町長が3万円に上げてもらったから、上げたところに対してはもうちょっと上げましよういうので、今は4,000万になっとなんで

すよ。その根本的なことを、ちょっと町のほうで理解してもらって、やってもらわないと、僕も報酬を上げるいうて、西播磨、中播磨をずっと回りました。ほんで、全部上郡町もたつの市も、それから太子町も全部上げてくれました。この話は理解していただきました。その代わり、その交付税措置を行うから、だから副町長これね、副町長が言われるのは、令和3年までなんです。令和4年までなんです。財政課長、ありますか。

企画財政課長 特別交付税措置につきましては、標準団員の数等によって計算された額が、実際の福崎町の支払い額1,900万に対して、不足する額の50%が特別交付税算入となっておりますので、100%ではございません。

城谷英之議員 じゃあ、100%でないと、消防団に報酬を上げれないというのが福崎町の考えなんですか。といいますのも、これ交付税措置って、国からお金が出とるわけです。

ほんなら、福崎町として、町が困ったときに消防団ちょっと出てくれやっても、使えませんよ。福崎町からお金を出してないと、プラスアルファで出さないと。姫路市の消防団はほな、災害まで全部見てくれますか。見てくれませんかよ。うち福崎町消防団は、豪雨が来たときでも、家ほったらかして、家出て、ポンプ庫行って、ずっと待機して、家族の者はお父ちゃんおらへんのに、風びゅうびゅう吹く中、耐えてるんですよ。そういうことも含めて、3万6,500円。

町長、これはもう神崎郡だけなんですよ、こんな報酬少ないの。関東のほうやったら、もう10万円とかですよ。んで、この3万円に上げてもらったんも、尾崎町長が3万円に上げてくれたから、市川町、神河町と3万円に上がっていったんですよ。この3万6,500円、どないか町長、たたき出してきてないですか、お願いします、どうぞ。

町長 私どもの認識は、先ほど副町長や企画財政課長が申し上げた認識でおりまして、3万6,500円、国がその金額を言うておりますので、そういう認識を基本的にお持ちなんかもしれないませんが、そこを出したいのはやまやまなんですけれども、今、福崎町の認識としては、副町長や企画財政課長が言った認識でおるんですが、もう一度、その辺のところをよく精査させていただきまして、決して抑えておこうとか、そんな気持ちは全くございませんので、消防団には福崎町の安全・安心を守っていただく大変大事な団体だと思っておりますので、その貢献度に見合う報酬は支払っていききたいと思うんですけれども、もう一度よくその辺のところを精査させていただきたいなと思います。

城谷英之議員 企画財政課長、1回これ調べといてください。その交付税措置というので、当初1,000万やったやつが、今3,000万とかになってるんですよ。それは600人に対しての交付税措置なんですから、ちょっと1回聞いてください、総務省へ。判断はここでしないで、総務省に判断を委ねてください。1回聞いてください。せやないと、そんな数字が合えへんのですよ。

町長や副町長が言われたこともごもつともなんです。今までそういうふうに思ってきました。でも、今、国から来る交付税というのが交付税措置されて、金額が今4,000万まで上がってきてるんですよ。当初これはちょっとあんまり見せられへんのですけど、こういうのがあって、福崎町に対してはこういう金額が令和3年まで出てましたよと。今度、その332人にして3万6,500円にした場合はこの1,090万、これを総務省のほうは言うてるんです。

だから、その辺も考えて、ちょっともう一回財政課長、総務省へ1回電話してください。間違いはないですから、ほんならもう。

企画財政課長 総務省には確認いたしますが、現在のところ、団員報酬に対しての交付税措置

というのが出ております。福崎町団員報酬決算額、6年度ですね、1,914万9,000円を支払っております。これに対して、普通交付税、特別交付税の算入額が1,320万円、これが実額となっております。

城谷英之議員 じゃあ、600万ほどは福崎町から出しているよということが言いたいんですか。うん、なるほど。でも、やっぱり地域を守る消防団に対しては、やっぱりもっと僕は基準に、ほな、姫路市の消防団とうちの消防団と何が違うんやということになったら、うちの消防団のほうがよう働いてまっせ。もう指令が出たら、すぐすっ飛んでいって、出動手当関係なしにポンプ庫におるんですよ。そんな姫路なんかおりませんで。その辺も踏まえて、お金じゃないんですよ、気持ちなんですよ。そこまであんまり言うのもあれなんで、もうこれで次の質問に入ります。

でも、町長、ほんま考えてくださいよ、3万6,500円。3万6,500円、これはほんまに福崎町長として消防団を守る、守ってもらう家の人に対しても3万6,500円。これたかが6,500円というても、すごいことなんですよ。6,500円、お弁当も食べれます。喉が渴いたらお茶も飲めます。だから、どないかこの6,500円をどっかで捻出してください。よろしくお願いします。

次に、常備消防に対して質問をさせていただきます。

この常備消防は、新しく中播消防署の建設が始まっておりますが、民生のほうには報告はあると思うんですけど、総務委員会については全く報告がない。たくさんのお金を使うというとあれなんですけども、こんだけの金額をかけてする資料というのはどうなんでしょう。資料配付みたいな感じはできないですか。

住民生活課長 資料につきましては、今、城谷議員言われるとおり、所管の委員会、民生まちづくり委員会のほうで常に提示させていただいております。直近では先月、11月19日の委員会で、現在進行中の造成工事の概要と、それから神河町で今建設中の北部出張所の建築工事の概要について、それぞれの図面やパース図を添付して報告しております。そちらのほうをちょっとご確認いただければと思いますけども、よろしいですか。

城谷英之議員 分かりました。じゃあ、そちらで確認をしたいと思えます。

次に、この中播消防署の署員、この常備消防の職員は足りているのかどうか。また、この常備消防に対する今、委託金というのを姫路市に払ってると思うんですけども、これは交付税いくらぐらい入っているのか、お尋ねをしたいと思えます。

住民生活課長 人数の件なんですけども、現在、中播消防署管内の人員は88名で、そのうち本署に限りますと、日勤10名、交代勤務36名の合計46名となっております。

現在、事業を進めております新たな消防署につきましては、姫路市の定員適正化計画に基づいた設計としておりまして、その人員数は日勤10名、交代勤務54名の合計64名の勤務が可能となっている設計となっております。姫路市としては、実際ここまでの増員を希望されております。

といたしますのも、現在、火災とか有事の際、出動する際のタンク車、それから救助工作車、こういった各種車両の乗組人員なんですけども、消防力整備指針、消防庁が出しております指針の基準から算定した人員数には達しておりません。事実、火災の規模によっては、姫路東消防からの応援を要するような状況であります。

住民さんの命と暮らしを守る存在である常備消防の人員を充足させることは、急務ではありますけども、人員を増やせば増やすほど、各町の財政的負担も生じてきますので、そういった側面も視野に入れながら、姫路市、また神崎郡3町と慎重に協議を行っていきたいというふうに思っております。

企画財政課長 常備消防の委託費及び交付税算入になりますが、令和6年度決算で言いますと、姫路市消防局への委託料約2億5,200万円、こちらに対して交付税算入、普通交付税であります。2億2,000万円となっております。

城谷英之議員 分かりました。この常備消防の交付税に関しては、昔はもっと金額が高かったような気がするんですよ。ほんで、その中で常備消防、あれ何年やったかな、姫路に委託したときに、この金額いうのを2億程度という話で、姫路市との協議が行われて委託をしたと思うんですけども、昔はそれこそ4億近い金が多分、だから、そういうのも含めて、消防団、災害に対するところは、常備消防を持ってへんので、その辺を考慮したまま非常備消防へ振りよんじゃないかなという感じはしてるんですけどね、金額的に。

だから、2億を落としていきながら、常備消防の地域力というやつを伸ばしていきよると思うんですけど、金額がちょっとあまりにも違い過ぎるんであれなんですけども、今の現在、中播消防署で救急車が予備車で1台ある。あと、このはしご車、これに関しても正味、免許を持っておられる方が多分少ないんですよ。少ないというか、いないって言ったほうがいいのかな。

救急車に関しても、結局、神河の北部を例えば例に出しますと、北部の救急車が出る。ほんなら、北部ってもう人数がないから、中播から送り込むわけですよ。ほんなら、今度、福崎の救急車が行こうと思ったら、人がおらへんのですよね。だから、それは赤白で言うたらあかんのですけど、消防車のほうの方が行かれるんかどうか分からへんのですけど、北播磨なんかに行ったら、赤も白も両方乗れる方いうのがあるんですよ。

だから、この郡部に関しては、僕は北播磨のような感じで姫路と折衝したほうが、僕はいいんじゃないかなと思うところがあるんです。そうやないと、赤は赤、白は白というのになつたら、やっぱりうちらやったら、その人員がやっぱり足りてこないし、今度、中播を北部へ出したら中播が足らんようになるから、大きいところやったら東消防から送ってくるというのが多分、こういうシステムを取ってると思うんですけどね。

だけど、こういうのに関しては、委託もうち出してるんでね。今の話聞いたら、まず、とんとん、とんとん言うたらあれですけども、交付税とそれで何とかやりくりができよるところなんで、ちょっとここはやっぱり中播消防署とその委託金含めて3町協議の上、姫路市と協議したったらどうかなと思うんですけど、どうでしょう。

副町長 中播消防署、姫路市に委託している分ですけど、交付税の関係は今、蔭谷課長が言いましたように、それでもかなり実際支払っているほうが多くなっている。私の記憶でも、城谷議員言われたように、委託した頃は、まだ交付税算入のほうはまだちょっと余裕があったところなんですけど、いろんな経費が上がってきている関係でちょっと逆転しているのかなと思います。

この人員の配置につきましては、もうここ建て替えの話が出てから、ずっともう合わせて、人員の増強ということは要望を受けております。3町ともあるほうが望ましいということで、将来的には考えていかなあかんなところ、なかなか踏み出してないんですけども、それはどうしても財政負担もかなり大きくなるということもございますので、議員さん提案されたような、そういう配置の仕方ができるのかも含めまして、またいろいろ研究しながら姫路市と交渉していきたいと思っております。

城谷英之議員 では、よろしくお願ひします。やっぱり人命第一なんで、救急車が、この後ちょっと、まあいいですわ。後で一緒にやります。

次に、ふるさと納税についてお尋ねをしたいと思います。

令和7年度のふるさと納税は、今現状どのようになっているのか。また、企業版ふるさと納税の報告もお願いをいたします。

地域振興課長 11月末時点で3,983件、寄附額は7,958万4,000円です。昨年に比べて、1,019件の増、2,164万2,000円の増となっています。9月末でポイント制度が廃止されることから、それまでに駆け込みで寄附された方が多かったのが影響しているのかもしれませんが、何よりプロジェクト会議においていろいろ企画提案をいただき、実行してきたことが増収につながっていると考えています。

それからもう一点、企業版ふるさと納税についてでございます。本年度から企業版ふるさと納税での寄附を募るため、工業団地内で、本社が町外にある工場を町長、公営企業管理者、私とで訪問させていただき、制度の概要説明をした上で、本町の地方創生事業に協力をお願いしたいとご依頼し、企業を訪問させていただいております。27社ある中で25社、ほぼ回り終えました。

その中で、一つの成果としまして、給食センター配送車の更新に係る事業費全額分の寄附をTOPPANパッケージプロダクツ株式会社様から受けました。また、この事柄とは別に、新しい人の流れをつくる事業や産業振興事業などに使ってほしいとのことで、福崎町を応援してくださる企業12社から寄附がございました。合計で1,580万円の寄附をいただいております。大変ありがたいこととございまして、自主財源として大事に使わせていただきたいと考えております。

城谷英之議員 ここはもう町長、わしがやったんやと言うてもらったらええと思うんですよ。このTOPPANについては、800万円取ってきたたんやから、それこそ前の一般質問でちょっときつめに言うたけど、あれがやっぱりちゃんと形になって出てくるんですよ。だから、企業回り、公営企業管理者も回られて、みんなで工業団地を回られたから、こういう結果になったと思うんですけども、今後、これどういうふうにしていきますか。

今、町長がそないやって回った。でも、令和8年度、9年度と、やっぱりうちは次を次をと、上を上をとやっぱり目指していかんとあかん町やと思うんで、やっぱり歳入に関しては、頑張っていたかかないといかん。その思いから、町長、この後、どういうふうな動きで行きますか。

町長 今回、回らせていただいたときには、まず、会社と役場での情報交換というようなことも話をさせていただきながら、実は今日は来させていただいたのは、企業版ふるさと納税というような仕組みが新たにできていますよということで、それにご協力いただけないでしょうかということ、お願いに上がらせていただきました。

それに加えて、途中からは、実は個人のふるさと納税の話もさせていただきまして、福崎町は、昨年度で言うたら、1億1,000万の個人のふるさと納税があったんだと。けども、大体1億円ぐらいのふるさと納税しているんだと。金額で言えば、大体見合ったことになって、損はしていないんだけどもいうことで、そういう中で、福崎町は今年、米のふるさと納税をやり始めましたと。世界かんがい遺産の用水路を通ったおいしい米ですというようなことで、米のPRもチラシを配って、ぜひその会社の中でもやってほしいというようなことで回らせていただきました。

また、企業版のふるさと納税も大事なんですけど、会社との情報交換という場としても大事なことだろうと思いますので、こういうことは続けていければいいな

というふうに今は思っているところでございます。

城谷英之議員 ありがとうございます。私は、町長、今回ほんまに回っていただいて、ほんまに成果が出たかなと。あと、やっぱり前のとき言うたか言うてへんかちょっと忘れましたが、次は、工場長に、ぜひとも社長に会わせてくれと。東京、大阪におられる、その会社の社長に会わせてくれと。社長にふるさと納税の話をしたらあきまへんで。そこでしたら、もう警戒して、社長なんかは会わせてもらえませんかから、だからそうじゃなく、ふだんようお世話になってるから、ちょっと1回社長に会わせてくれなという話をしていただいて、大阪、東京へ行ってもうて、その中で町長、また話で、できたら福崎町は今、財政が非常に厳しいんやということで、これからも工業団地にとっては一生懸命頑張っていくつもりでおるさかいにというのをやったったら、もっともっと大きいところから入るかなと思うんです。

この企業版ふるさと納税も、あんまり額は行かれへんねんね。そうでもない。だから、やっぱりたくさんのお金をやっぱり回っていただいたほうが、僕はええかなと。町長の報酬やったって、もうそら回って、あと何ぼいうて自分の中でして、もう一回戻してもらったら僕はええと思うんですよ。せやないと、やっぱり福崎町の顔の福崎町長なんですから、やっぱりそれは大阪、東京へ行っても、全然話していただけたらなと思うんです。町長、どないですか。来年の意気込みをちょっと、ふるさと納税に対する意気込みをお願いします。

町長 先ほどもお話ししたんですが、先日もちょっと今度は東部の工業団地のほうに行きまして、いろいろ話をしよったら、自分の会社はこんな製品をつくってるんだというようなことで、それなら、今度、北部の新ごみ処理施設をつくります。それから、中播消防署の建て替えもあります言うたら、いや、ちょうどうちは、そういうところにつかっていたらこういう商品をつくっているんですわというような話がございまして、そういったことで営業をお互いにマッチングさせるというんですか、そういう機会もまた持てたらいいなというようなことも思っておりますので、ふだんから、そういった会社と交流をするというんですか、面談して話をするということがいいことではないかなというふうに感じておりますので、また来年からも、企業版ふるさと納税ということだけに限らず、情報交換をするというような観点から、会社訪問をさせていただいてもいいのかなと、このように思っております。

城谷英之議員 ありがとうございます。心強いこのふるさと納税に対する、そして、企業とのつながりを大切にするという町長のお言葉をいただき、安堵をいたしました。

議長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。
会議の再開を14時15分といたします。

◇

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

◇

議長 会議を再開いたします。

城谷英之議員 次に、県道・町道の整備についてお尋ねをします。

私、一般質問で県道中寺北条線をずっと質問をしてきてるわけなんですけども、今この中寺北条線、現在の進捗状況をお願いいたします。

技監 県道中寺北条線の現在の進捗状況ですが、県のほうでは、令和5年度に事業着手した後に、令和6年度に詳細設計を完了させまして、3月に地元説明会を行ったところでございます。令和7年度は、用地測量を実施する予定でございました。

が、当初予算がつかず、実施できない状況が続いておりました。

町としましては、質問議員からいただいた、もっとも県に要望していかないといけないといったようなお話も受けまして、町長が10月に、県庁道路街路課へ要望するなど、事業の必要性を強く訴えてきたところでございます。そして、このたび、一昨日の12月17日に国の補正予算の内示がありまして、何とか令和7年度内の用地測量実施にめどがついたところでございます。

城谷英之議員 この間、行政懇談会で技監、町長のほうから、この中寺北条線については予算がつかんかった。僕はもうどないやって村に言うたらええんか。この間の住民説明会も、こういうふうにやって、中寺北条線はこういうふうにしていきますよという話までしといて、9月に一般質問をせえへんかったら、もうこんだけ話が替わってるんという感じですよ。ほんで、この一般質問をしなかったら、決まったことというのは変わってしまうんですか。黙っとってもいいんですか。それやったら、一般質問する意味ないんじゃないですか。一般質問、そのたびに、そのたびに前回の質問、前回の質問いうて、全部入れていかなあかんということですよ。

だから、せめてその担当課長は、その質問をされたことは胸に思って、ああ、この人こうやから、このときは言わなあかん。予算つけへんかったら、言わなあかんというのを、そういう認識は僕ちょっと薄いんじゃないかなと思って。まあ議員軽視とまでは行きませんが、ちょっとそういうふうな感じで僕は捉えていただきたいなと思うんですよ。

僕らやったって、4年に一度、洗礼を受けて、選挙に出よる。選挙でいろんな住民さんに説明して、ここをこうやっていくよ。ほんなら、ええ答弁でこうしとった。ところが、蓋開けたら、予算ついてへん。ええっていうふうになりますよ。ついてへんのやったら、ついてへんで、その人にも言わなあかんし、町としてもできるだけの努力はやっぱり僕は必要やと思うんですよ。町長も、予算がついてへんから、県のほうへ行ってもらって、こう話をしてもらったから、12月の補正なんかな、12月の補正で上がってきたと。

ほんまに、実は、僕はこの中寺北条線をどうして拡張したいかいうたら、僕が選挙に出る前、今から17年ぐらい前なんです。17年ぐらい前に、うちのちょうど家の前で、子どもがはねられて、道路標識で頭を打って亡くなったんですよ。ほんで、いやもうこれはもう、この道を広げな、もう子どもらの命をやっぱり僕らが言うて守らなあかんというので、これでこの中寺北条は僕はずっと力を入れてきたんです。

だから、そういう訳もあるんで、ちょっとこの間も声大きめに言わせてもらったんですけど、やっぱり命を守たらなあかんし、そういう拡張自体が、県が言う、国が言うやつに合わせるといんじゃないやなく、やっぱり地域の声を国・県へ届けていかないと、予算がつかへんかったからしゃあないなと、これでは僕、しゃあないと思うんですよ。

町長、10月に行ってくれはったからあれですけども、これで12月予算がつけへんかったら、もう県は何してるんやいう話ですわ。すみません、話がそれましたけれども、今後、この中寺北条については、どういうふうに進んでいくのかお尋ねをします。

技 監 この拡幅事業は、補正予算によりまして実施します用地測量に続きまして、令和8年度に、用地補償を実施する予定でございまして、町としましては、令和8年度当初予算がつくように、引き続き事業の必要性を県に強く訴えてまいりたいと思っております。

なお、令和7年度の当初予算がなかなかつかないことを踏まえまして、先

ほどちょっと申し上げました、町長による10月の県庁要望でございますが、このときに、より予算のつきやすい事業に変更していただくよう併せて要望もしております。具体的には、先ほど、事故も発生したということで、また、特に先日、信号のところで事故も発生したところでございます。そういった車に加えて、学生の方も本道路をたくさん利用されております。その方たちが危険な状態にあるということでございます。

このことを、これまで以上に県に訴えた結果、より予算を確保できる「通学生の交通安全対策を行う事業」に変更すべく、ただいま、県庁のほうで検討することとなりまして、現在検討が進んでいる状況でございます。引き続き、県道中寺北条線の早期拡幅整備を強く要望してまいりますので、ご支援、ご指導賜りますようお願いいたします。

城谷英之議員 ほんで、町長、今度、令和8年度から技監制度がなくなって、もうほんまに技監よう動いてもらってると思うんですよ。この分、どうします。町長、行きますか。こんだけほんまに働いてくれてる人がいなくなって、僕そんな簡単なことやないと思うんですよ。

県とやっぱり福崎町のかげ橋として、技監がやっぱりそれだけのことを福崎町の立場を踏まえながら県と交渉していただくのが、これがやっぱり今の補正予算へ、もちろん町長も行かれたからやと思うんですけども、これ今後、今、行財政改革で技監制度廃止というのが出てますけど、ほんまにできますか。町民の皆さんは、県道・町道分かりませんが、分かっとってない人も多いですけども、県道を言われたときに、そういう要望を持って、町長、副町長行けます。

ここで、ちょっとどういう気持ちでこの技監制度を行財政改革で仮になくすのであれば、なくした後、2人はそれだけ分やってもらえますか。

町長 技監には、県と町との窓口になっていただいて、調整役をしていただいておりますし、また、町事業の進捗についても、しっかりと対応をしていただいておりますし、感謝をしているところでございます。

今回、心ならずもこの行政改革の中で、技監をこちらに送っていただくということは、このたび、なしにということで、県のほうにもそういう報告をさせていただいたところでございます。この後、どうするんかというところでございますが、今までざっくりと言うたら10人ぐらいの技監がずっといらっしゃるわけですね。でも、6人、7人ぐらいはもう退職されて、ほかのお仕事に就かれているかもしれませんが、3人から4人ぐらいはまだ県庁にいらっしゃるわけです。県庁の本庁にもおられますし、土木事務所にもおられますし、偉い人になっていかれておりますので、そういった人は、私はもう福崎町のファンだと思ってるんです。

今の技監もそうですが、帰られても、福崎町の技監やから、私は頼っていきますよという話はもうずっとしてるんですけど、そういった人脈を使いながら、そして、増山課長も技監の代わりをしてもらわなあかんのやぞということで、ハッパをかけているところでございますし、私も副町長も含めて、技監の100%がカバーできるかどうかというのは分かりませんが、もう精いっぱい力いっぱい技監がおってなかったからできなかつた、こういうことが言われないうちに、一生懸命取り組んでいきたい、今はそういう気持ちでおります。

城谷英之議員 副町長はどう思われますか。

副町長 町長が申し上げたとおりですけども、なかなか技監のやられていることを100%我々ができるのか、そんなことはなかなか難しいと思うんですけども、できる限りのことでやっていきたいと思っております。

城谷英之議員 決して増山課長に全部仕事をなすりつけるんじゃないで、やっぱり町長、副町長が中心となって、この県への要望というのはやっぱりやっていただきたい。そやないと、やっぱり量が多過ぎますんで。福崎町だけですよ、県事業とかがまともに進んでいきよったんは。それは先代の技監がおったって、今の技監がおったって、県事業、神河、市川にしたって、社会基盤プログラムに乗ったやつがちょこちょこっとやりよるだけで、ほんまに進んでへんのですよ。

福崎町は新たなことをこういう一般質問でやって、取り入れてもらって、ほんで、今回もそうですよ。変化をつけて、ここの部分であかんかったから、この部分にしようかいう、これはやっぱり技監やからできることであって、僕らではちょっと考えのつかんことなんで、これから非常に福崎町は厳しくなってくるんで、それはもう心得ていただいて、福崎町のこの道路整備とか雨水とか、その辺も含めてみんなで頑張っていかなあかんと思います。

それと、この前、それと言うたら申し訳ないんですけども、町道の庄村の公民館の近くで単車がはねられまして、お一人の方がお亡くなりになったということなんですけど、ここもこの一般質問でも何とかしてもらわなあかんということ、立札も立ててもらったんです。

けども、村の人は、ここは危ないから止まるというのは分かってるんですけど、村の人じゃない人はやっぱりスピードつけたり、一旦停止がないもんで止まらなかったりするんですよ。その辺は今後どのように進めていくのか、住民生活課長、よろしくお願いします。

住民生活課長 今言われた11月19日に発生しました、バイクを運転していた方が亡くなれるという非常に痛ましい事故が発生したわけですけども、その事故が発生した翌週の11月26日に、県警本部と福崎警察署、それから町のまちづくり課、それから住民生活課で現場検証のほうを行っております。

今後の対策なんですけども、交差点部分の区画線が薄いところの塗り直しを早急にしようかなど。それから、塗っていないところの区画線の新設を実施することとしております。また、おとついななんですけども、交差点の東西南北、交差点の手前側から「交差点注意」の警戒看板を新たに何枚か設置しております。あわせて、県警に対しまして、以前からここを一時停止の標識の設置や道路標示の要望をしておりましたけども、このたびちょっと改めて強く要望を行っているところでございます。

城谷英之議員 あそこは、1年間でかなり事故があるんです。それとあと、16メートル道路のあの石碑の前ね。でね、あそこは通学路なんですよ。ほんで、ちっちゃい子があそこを渡る時に、ガードレールで見えへんのですよね。

だから、そこも含めて、もう何か措置をせんと、あのガードレールに引っかけるとるやつなんか、よくあるんですよ。あれ子どもらじゃなくて、よかつたない感じなんです。だから、亡くなってからでは遅いんですよ。亡くなる前に、ほんまに対応していただきたい。よろしく願いをいたします。ほんまにほんまにお願いしますよ。強く強く要望をお願いいたします。

次に、エルデホールに入ります。

昨日、牛尾成利議員が質問で、約5,000万の赤字というような話がきて、私もびっくりしました。なぜこういうふうになるのか。本当に町民のためを思ってやられてるんですかね。もうちょっとそら、昨日の話やったら、住民さんに無料で貸し出したり、減免したりいうのでって言うけど、けども、大方5,000万いうたらすごいですよ。

だから、これ町長、エルデホール創設から、ずっと同じで来てるんちゃうんで

すか。時代は変わってくる。町民のニーズに応えなあかんというのは分かる。でも、財政がどんどんどんどん苦しくなっていく中で、やっぱりその辺はちょっと考えていかなあかんのちゃうかな思うんですけど、木ノ本課長、どう思われますか。

社会教育課長 昨日の一般質問の答弁でもお答えさせていただきましたが、この収支については改善する方法としまして、例えば今、入場料とかにつきましても値上げをするとか、あと、少しでも収容人数が多くなるように屋外のイベントを開催するなど、収支を少しでも改善するように考えていきたいというふうには思っております。

城谷英之議員 いやいや、僕は言いよんは、その料金を上げろとか、そんなことを言いよんっちゃうんです。今度2月15日に、青春輝きライブというのがありますよね。それ町内外の人数、これはどういうふうになっていますか、お答えをお願いします。

社会教育課長 この青春輝きライブの販売状況ですが、指定席が300枚ございます。そのうち町内の方が102枚、それから町外の方が198枚、それから自由席としましては、これは2階の立ち見になりますが、それを35枚販売しておりますが、そのうち町内の方が31枚、町外の方が4枚というふうになっております。

城谷英之議員 これ私ね、これ発売になった日、朝6時に行って並びました。そんなら、前にテントがあって、千葉県の人、奈良県の人、みんなよそから来てとってんですよ。私、福崎町に税金を納めてます。福崎町の方も福崎町へ税金を納めてます。奈良県、千葉県、じゃあ、そこで例えば考えなあかんのは、ふるさと納税の券を渡すとか、こういうふるさと納税してくださいとか言うんやったら、また今度あれやけども、行政はどこのためにこのエルデホールをしよるんですか。外の人ですか。税金も納めてもらえへん千葉県や奈良県の人に来てもらって、それでこの5,000万近い赤字を出すんですか。

僕はその使いよることに対してどうこう言いよんじゃないですよ。このチケットの販売にして、町民を先に優先するべきでしょう。今、立ち見の方三十何人、ほとんど町民ですよ。こんな町民を優先して座らしたらよろしいやん。おかしいですよ、考え方が。どうですか。

社会教育課長 議員おっしゃるように、実施事業につきましては、当然町が費用を負担しておりますので、その町民を優先にするべきというご意見はごもっともというふうに思います。この当ホールにつきましても、今伺いましたご意見もございまして、例えば町内の方は、通常一般の販売期間よりも早く受付をするなど、町民優先の対応を取っていききたいというふうには考えております。

城谷英之議員 それとあと、友の会、これ何人ぐらい友の会がおられるんですか。

社会教育課長 友の会につきましては、令和7年の12月現在ですが1,620名おられます。

城谷英之議員 うち、町民は何人なんですか。

社会教育課長 約40%の方が、町民の方が友の会の会員でございます。

城谷英之議員 これ40%の町民で、1,620人。友の会、会費はもらってるんですか。会費を町民がただやったら分かりますよね、この40%。1,620人友の会入って、会費はもらってるんですか、どうですか。

社会教育課長 この友の会の方につきましては、町内・町外関係なく、会費はいただいております。

城谷英之議員 どこ見て政治しよるんですか。福崎町民をまず見てから、やらなあかんと思いますよ、僕。福崎町民が税金払ってるんですから、だから、こんな友の会、外部の方は500円なり1,000円なり取ったらよろしいがな。こんな5,000万もの赤字いうて、取るところがちゃいまっせ。料金を上げて言いよったけど、取るところがちゃいまんがな。そら、外から取らなあきまへんで。もう根本

的な、そこの考え方が違う。

今までこうやったからこうやいう、誰かが今質問しよったったけども、今までこうやったからこうやいうの、そのまんまですがな。ほな、丘みどりさんが来たときなんか、ほとんど外ですやんか。福崎町でやるのに、福崎町民が行かれへんって、これどういうことですか。呼ぶ値打ちあるんですか。

こんなことを一般質問で言わなあかんいうて、めっちゃ底辺な質問ですよ。今、成利さんが言うたように、指定管理制度やどうやこうや言うのは、もちろんハイレベルな質問なんですけど、これほんまに底辺の、福崎町民に来てもらって、見ってもらう人にお金をもらうんは当たり前ですがな。ふだん町民は税金を納めてますよ。

だから、その辺を理解した上でやっぱり考えていかんと、町長、もう町民に負担をどうやこうや言うより、先、外部から取るんが先ですよ。どうですか。

町長 もうお話を聞いておりまして、そうだなというふうに思います。先ほど課長が申しあげましたように、今後、町民優先の対応をとということをおっしゃるので、そういった方向で運営をしていったらいいのではないかと、このように思います。

城谷英之議員 ほんまに、こういうまずは呼べる人、人を集めれる人、この人を選択してください。ほんで、エルデホールの職員も一生懸命です。この券、余ってるから買うてくれへんかいうて来てです。でも、無理やり買うて、僕ら行けへんかったら、公職選挙法違反ですよ。分かります。行かないチケットを購入したら、公職選挙法にかかるんです。

だから、呼べる人、満タンになる人、福崎町でみんな興味が出る人、この人を呼んでもらって、福崎町優先に、どこかで言うてますがな、日本人ファーストとか都民ファーストとかいうて。福崎ファーストなんですよ。福崎が一番やないとあかんのですよ。だから、そのことを僕の今回の一般質問は、もうそれだけ言いたい。

だからちょっと風邪ぎみですけど、やっぱり令和8年度の予算は福崎町民ファーストでよろしく願いして、私、今回最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、城谷英之議員の一般質問を終わります。

次、11番目の質問者は、小林 博議員であります。

質問の項目は

- 1、第7次「行政改革」について
- 2、教育について
- 3、環境問題について
- 4、農業政策について
- 5、来年度予算編成について

以上、小林議員。

小林 博議員 大変お疲れの中を恐縮に存じます。一般質問をさせていただきます、小林でございます。非常に熱の籠もったお話ですとか、レベルの高い町の施策の根本を問う一般質問等と続いてきた中で、大変ささいな問題を取り上げるかもしれませんが、レベルが低いかもしれませんが、これはこれでまた町民の皆さんの声でもあり、それを受けての私の意図でもございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

行政改革については、これまでたくさんの方が質問をされました。そこで、私が言うております、前と同じことを言うわけですが、住民生活に関わる部分に、

今回の第7次計画はつまるところ、集中させておるのではないかという質問を前回いたしました。今回も同じことを言わせていただきたいと思うんです。私と意見が違うにしても、角度が違うにしても、町内施設の在り方でありますとか様々な角度から今回質問が取り上げられました。そういうことを今回の一般質問を総合的に考えますと、やっぱりこの示されております7次計画というのは、もう住民の毎日の生活に関わっている。しかも、弱い者の立場に立って見てみますと、弱者のところに関わってくる。そういうところに集中をさせておるのではないかという感が一層したわけでございます。その点について、改めて町長の意見を求めたいと思うのであります。

前回、憲法25条を読み上げました。今回も同じようにさせていただきます。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」というふうにしておるわけですね。これは憲法のこの精神は、国だけでなく地方行政も持たなければならない観点だというふうに思うのでございます。

そういう意味から、ぜひ今回の行政改革の示されております案なるものについて、町長の所見をもう一度お伺いしたいと思っております。弱い者いじめになっておるのではないか。今回提案をされております特別職の期末手当の増、あるいは文珠荘問題の最近の経緯を見ると、本当に福崎町は財政危機なのかなという思いをすることもございます。そんな意味から、ぜひ町長の所見をまずお伺いしたいと思えます。

町長 このたびの第7次行政改革につきましては、特別の分野をとということではございません。全ての事務事業を全般的に見直しをさせていただき、その結果を行政改革大綱実施計画（案）として上げさせていただいておるものでございます。その中で、財政が厳しい中においても、町として実施する必要があるものについては予算化し、事業を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

小林 博議員 議案になっております特別職の期末手当の増、これなどもやっぱり問題だというふうに思います。これだけ住民に痛みを伴う改革を提案されるわけですから、この案件については撤回ぐらいは示していただきたいというふうに思うところがあります。

福崎町がこれまで進めてきた福祉をはじめとした町単独施策などの縮小や打ち切りの方向が出ております。自治の精神を放棄しておるというふうにも考えざるを得ません。行革に名を借りた弱者いじめ、あるいは自治の精神放棄というふうに思いますが、改めてご意見を伺います。

総務課長 特別職の期末手当増の提案の件でございます。ちょっとご質疑いただいたこととも重なってくるんですが、人事院勧告のどこにあるかということにつきましては、記載は直接はないということでもございました。人事院勧告は、国家公務員一般職の給与に関するものでございまして、その内容が地方公務員の給与決定に参考にされるもの、地方自治体の特別職には直接適用はされないものであります。給与水準の参考にされるものでございまして、結果的に特別職を含む地方公務員の給与水準にも影響を与えるという考え方でございます。

地方自治体の給与における均衡の原則という考え方がございまして、生計費、国の職員や他の地方公共団体の職員、民間事業者の給与などを考慮して、社会の実情に応じて公平に定めなければならないという原則でありまして、特別職にあっても同様の考え方が原則となるものでございます。

なお、このたび数字といたしましては、人事院勧告の率そのままの0.05月分を反映させていただいたところでございます。ただ、町としての考え方といたしましては、令和7年3月定例会で提案させていただいたように、令和7年度につきましては、町四役の報酬を減額させていただいており、その減額させていただいております報酬月額に対しての率ということでございますので、町としての考え方は、人勧は人勧として反映する中で、このような考え方で一定の削減をしているというものでございます。

企画財政課長 町単独施策の縮小、打切り、弱者いじめの関係でございますが、第7次行政改革につきましては、町に裁量権のある事務事業や負担金助成事業などについて、必要性、費用対効果、経費負担の在り方について検討、見直しを行った結果でございます。決して自治精神の放棄や行革に名を借りた弱者いじめではございません。

小林 博議員 進めるほうとして、そう答えざるを得ないということになるんでしょうが、私にはそう受け止められておるということであります。

特別職の問題につきましては、さきの質疑の中で、県下12町の中では3段階あるというふうな説明を総務課長がされたと思うんですね。ですから、その意味では、すべからく人勧に合わせなければならないというものでもないんだらうというふうに思うんです。今このように第7次行政改革と称して、持ち出されております内容と比較するときに、出されてくるのが適当ではないというふうに私は思うということでもあります。

それから、この行革の進め方についてであります。議会なり、あるいは懇話会、あるいはパブリックコメントというふうにして、民意を聞くということを経るというふうになっておりますが、当初に発表した計画は基本的に変えない。もう既に令和7年度から実施をされておるもの、あるいは8年度の予算編成が既にもう始まっているわけであり、予算編成方針も発表されております。

というふうなことから考えると、こうした広く皆さんの意見を聞くというふうな、そういうのはまさに聞くふりをしているだけの感がしております。その点について、どのように考えられますか。ここで出た意見やそれらは、どのように取り上げられるのか。この項目はやめておけという意見が多ければ、やめられるんですか。

企画財政課長 議会の行政改革調査特別委員会や行政改革懇話会でいただいたご意見により、当初提案しました第7次行政改革大綱実施計画から修正を加えております。修正の内容につきましては、実施計画では、11番、町税等の支払方法の充実で、口座振替の推進を追加、13番、官民連携の推進で、指定管理者との連携事業の拡充を追加、30番、使用料・手数料等の適正化では、無料施設の有料化の検討を追加、35番、特別会計の国保会計の目標値に、特定健診受診率を追加いたしました。

また、実施計画の別紙、行政改革検討事業一覧では、今後、9番の児童発達・放課後等デイサービス利用者負担軽減助成は、議会、懇話会の意見を踏まえて、神崎郡3町で協議し、継続の有無や助成内容の見直しについて検討します。10番、敬老祝賀事業補助金は、区長会からも意見をお聞きし、代替事業を検討いたします。12番、77歳長寿祝金は廃止による代替事業を検討しております。

なお、最終的な案につきましては、パブリックコメントの意見を踏まえて、令和8年1月開催予定の第4回行政改革調査特別委員会でお示しする予定としております。

小林 博議員 今お聞きをいたしまして、一定量聞く耳を持っておられたのかなという感じも

しなくもないわけですが、もう少しやっぱり町民の生活を考えてほしいというふうに思っております。

既にもう8年度予算編成方針が始まっていっております。基本的な方針、特別会計等は全て独立採算制でやっていってもらうとか等々、そういったことについては全く方針は変えないわけですから、これらについては非常に問題が多いというふうに今、思っておるところでございます。

具体的な内容に入りますけれども、年末でありますので、ずっとちょっと寂しい思いがいたしております。これまでの年末でありますと、各集落の公民館であったり、あるいはお宮さんの前であったり、至るところに葉牡丹が植えられて、ああ、正月が来ておるなという思いがしておったものであります。今年はなぜかちょっと寂しい思いがしておるわけであります。

これについては、当初、花卉栽培の委託をしている地元からの要望的な話もあったわけですが、それはそういうことではないというふうに地元関係者からもそれ以降もお聞きをいたしておるわけであります。こうした花のあるまちというのは、もう少し考え直してもよいのではないかというふうに思うのであります。いかがでしょうか。

住民生活課長 葉牡丹は、今年度からなくしてございまして、今年度はもうサルビアのみの配布というふうにしております。来年度からは行革の一環として、この当該の花卉栽培委託というのをなくす予定としております。

小林議員おっしゃられるとおり、花が咲くまちというのは大変優雅で穏やかなまちであるというふうに、そういうふうに認識しております。であればですけども、町で花を栽培、配布をしなくとも、自治会内の例えば公民館とか集会所で植えるのであれば、自立（律）のまちづくり交付金事業を活用して、地域の皆さんで花いっぱい運動とか環境美化運動というのを推進するなど、柔軟な対応が可能かと思われま。

前川議員の質問でもありましたけれども、自立（律）のまちづくり交付金事業は、防災事業が必須ですけども、全部を防災事業に充てるというものではありませんので、余ったお金といいますか、こういった花いっぱい運動のほうにもちょっと村のほうでお金を置いていただいてということで、そういった対応が可能かと思われま。

第6次総合計画の基本目標の中で、共に進める持続可能なまちづくりとして、多様な主体との連携の推進ということをやっております。それが効率的で効果的な行財政運営につながるのではないかというふうに考えております。

小林 博議員 全てを元に戻せるか戻せないかは別にいたしまして、ボランティア等の活動費の中で苗を買ってきて、町の施設に植えるというふうなこともあるわけですね、最近ね。そういう意味では、花の苗を買う費用ぐらいは面倒を見てあげるというふうなことは、できないものでしょうか。

住民生活課長 そういったことも、できれば自治会のほうでお願いしたいなという考えであります。

小林 博議員 いえ、すみません、私の言ったのは、自治会ということじゃなしに、町の施設に関することで、今言ったわけです。

住民生活課長 公共施設に植えるというようなことですかね。それでしたら、各予算内の範囲内で、そういった苗を購入して植えればいいのかと思います。

小林 博議員 弾力的な運用も含めて、ボランティアの人たちが引き続き参加できるような、そんな形は保ってほしいというふうに思っております。

次に、放課後デイサービスの件について伺います。

前回、教育委員会でも検討をしてほしいというふうに求めたのでありますが、その結果、どういう結論が得られ、それをどのように反映をされていっているのか、教育長のまず答弁を求めます。

教 育 長 10月24日に定例教育委員会がございまして、ご指摘もありましたので、協議を教育委員会でいたしました。放課後デイサービス等の利用負担金の助成廃止ということで協議をしましたが、その主な意見としましては、一つ、利用者負担補助の廃止は、誰一人取り残さない教育に逆行するのではないかと。一つ、放課後デイサービスは必要として始めた事業であって、今も多くの児童生徒が必要としている。一つ、負担金の補助は、住みよいまちづくりの一つとして、子どもを大切にしていると実感できるということであって、これは主な意見でした。教育委員会の協議結果は、利用者負担の廃止に全員が反対するという結論になっております。

教育委員会の考えは、町長部局にも行政改革懇話会でも伝えております。あとは、神崎郡3町の合意により、町長の判断として受け止めたいと思っております。小林 博議員 提出されております資料によりますと、たしかこれは福崎町の動向に歩調を合わせるというふうに記入をされておりますので、福崎町の意味次第というふうに受け止めておるわけですが、その点どうなんでしょうか、町長。

町 長 この件につきましては、神崎郡3町で始めた事業でございます。この廃止についても、各担当課で意見をすり合わせていただいているところでございまして、まだ調整中であります。他町それぞれの意向がございまして、決定したというものではございません。そういう状況です。今はまだ調整中だということでございます。

小林 博議員 私は福崎町の町長の意向を伺っておるわけでありまして。市川町や神河町の意向を伺っておるというわけではございません。それはここに、福崎町の動向に合わせてというふうに書いてあるわけですから、それはそれとして協議はするとして、どういう立場で臨んでおられるかということですね。福崎町長は教育委員会の決定も踏まえて、残していくという方向なのか、いや、それでも廃止をしようという方向なのか、町長の意志を伺っております。

町 長 私は、この行政改革においてこの提案をさせていただいている立場でございます。ですので、前向きに進められたらという思いでおります。ただし、その備考のところにも書いておりますけれども、これは福崎町が3町で一緒にやりたいという思いもございまして、ですから、福崎町の私がもうやるから、ついてこいとか、そんなことを言うつもりはございません。3町長でよく協議をさせていただいて、その中で決定をさせていただきたい。その以前には、議会の特別委員会の意見、それから懇話会の意見、そんなことも踏まえながら、3町長で最終的には判断をしていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 私は福崎町長の意向をお伺いしております。福崎町長が言われても、あとの2町の町長が駄目と言われるか言われぬか、それは別問題です。ここは福崎町の議会ですから、福崎町の町民に向かって、町長の教育委員会の決定を受けた意思を表明していただきたい。その結果が、3町の話と結果が違ってくるかどうかは、それは分かりません。現時点における、尾崎福崎町長の意向を伺っております。

町 長 どういうお答えをしていいのかよく分からないんですが、私自身は、この放課後デイサービスの廃止をしてはどうかという提案をしている立場でございますので、そのように取っていただいてもいいのかなと、このように思います。

小林 博議員 それでは、3町の協議についても、そういう姿勢で臨まれるというふうに受け止めてよろしいですか。

町長 この件につきましては、そういう、そうするんだということじゃなしに、他の2町の町長のお考えを聞きたいと、このように思っております。

小林 博議員 教育委員会、この施策は現在、3町で行っておる共同事業と、それから民間の事業所も最近はできておるといふふうに聞いておりますが、その利用度の状況はどのような傾向なんでしょうか。

教育長 ケアステは公的な機関に40名、その他私立的なものに67名ですか、合計今現在、福崎町107名の児童生徒が利用していると認識しています。

小林 博議員 もしこの助成制度がなくなれば、これに行かなくなる子どもたちができる可能性、ひきこもりになってしまうような可能性等について、どのように考えられておりますか。

教育長 放課後デイサービスがなくなると、放課後、行き場がなくなる児童生徒、特別な支援が必要な児童生徒が増えます。そして、不登校につながるおそれがあると危惧しております。

小林 博議員 これだけの数の子どもたちが利用をしておって、そうして、その援助制度がなくなれば、不登校の増える可能性ということも指摘をされておるわけですね、町長。

私は前の委員会で、教育委員会とすれば、こういう結論を出さざるを得ませんわなという言葉が発せられたのをよく覚えております。そんな教育委員会の委員さんが、教育委員会という立場上だけで考えられたというふうなことではないと思うんです。このような教育委員会を軽んじるような発言があったということで、とりわけ今回この本会議でこの問題を取り上げておるところであります。町長がもっと真摯に教育委員会の決定を受け止めてほしいと思うのであります。再質問です。よろしく申し上げます。

町長 この児童発達・放課後等デイサービス利用者負担助成というのは、法律改正がございまして、この制度ができたときに1割負担にしようということが、国の制度として決まったわけなんです。そういうふうになって、兵庫県下全域で1割負担とされております。

この神崎郡3町だけが、初めてケアステーションかんざきでこの事業を始めたというような歴史もありまして、これはそういう1割負担という制度はできたが、全額町が持って、無料でやっという制度ができたわけがございまして。そして、今まで続いてきました。

今、お話を聞いておりますと、百何名の方がされているということでもありますけれども、この制度をそのまま無償でずっと続けていくのがよいのか、やはり1割はいただいてもいいのか、その辺を考えたときに、私は1割の負担なしから1割になる方は、それはそれで大変かもしれませんが、そういうご負担をしていただいても理解をしていただけるのかなど、こういう思いで今回はこの提案というんですか、案を出させていただいているところでございます。

小林 博議員 私は、この議論のこれまでの経過を踏まえてのことでお伺いをしておるわけですが、町長の考え方は変わらない。あくまでも、国の制度に合わせていくんだという、そういう考え方が非常に強いというふうに思わざるを得ません。

下水道料金の値上げのいろんな議論の中でも、そういうことでした。全ての分野にわたって、基本はもう国の制度に合わせて、町独自の制度はできるだけやっというふうにして、国民健康保険税は黒字であっても、値上げをしていこうというふうには、もうとにかく上級にはいい顔をして、町民の暮らしはなかなかそちらに目を向けようとはされないという、そういう町長さんだというふうにして、最近思いを強くせざるを得ません。

今、買い物に行きますと、もう本当に物価が高くなっております。町長さんに行かれるかどうか知りませんが、私は時々行くんですけど、非常に物が高くなっております。下水道料金の値上げも、今から皆さんの支払いに今月からかかってくるところであります。

そういう意味から、こういう経済情勢の中で、福崎町が公共料金の値上げをし、あるいは福祉水準の切下げをやるという、そういう方向は、私は住民の生活を守らなければならない、大切にするという、その面から言えば、逆行しておるといふふうに思うんです。

行政は何においても、町民がここで安心して暮らせるという、そういう立場が大事だといふふうに思っております。そういう点について、ぜひ考えを改めていただきたいといふふうに思います。そういう立場で、これからも私は活動するということを述べておいて、次に移りたいといふふうに思います。次に移りますと言いたんですが、どうぞ。

議 長 質問の回答をいただいてよろしいか。

小林 博議員 はい、どうぞ。

町 長 私は、決して福祉の切捨てをしていく、そういう方針を尾崎町長は持っていると言われると、もう心外なんですね。地方自治体の本旨といいますのは、住民福祉の増進ということは自治法にも書いてありまして、先ほどは憲法を言われましたが、私も憲法も大事ですが、私自身は地方自治法に基づいて仕事をしている一員としまして、住民福祉の増進、これがもう第一の目標でございますので、そういうところは私自身もしっかりと守らなければならないところは守っていききたいという、そういう方針であり、気持ちでやっておりますので、その点だけはちょっと申し述べさせていただきたいと思っております。

小林 博議員 前回、憲法25条と地方自治法のその冒頭の部分、地方自治の本旨という部分についても読み上げたつもりであります。その面が私と町長と共有できるとすれば、町内の本当に弱者の立場、あるいは住民一人一人の生活を守るという立場にはもう少し目を向けてほしいといふふうに思います。

投資的経費の関係では、学校施設の長寿命化計画が延期をされるというふうになっております。これらについては、日程化が必要だと思います。この日程化について、どのように考えられておるのか。もう5年後を待って、それから、その後考えるんだということなのか。あるいは、引き続きこの間に日程化をもう一度決め直すのか、その点をお伺いいたします。

学校教育課長 学校施設長寿命化計画は、平成31年3月に策定いたしました。おおむね5年ごとに見直しを行うものとしておりましたので、令和6年度に令和7年度から11年度の5年間の事業実施計画を見直ししました。

小中学校6校の体育館の空調設備を今、中学校2校の実施設計をしております。その後、令和8年度から令和10年度にかけて、6校を順に空調設備をしたいなと計画しているところでございます。その見通しがついた段階で、改めて令和11年以降の実施設計を改めて策定したいと、見直しをしたいと今のところ考えております。

小林 博議員 それでは、引き続き整備をするという、そういうことの認識でよろしいでしょうか。体育館の空調設備の後、引き続き校舎の長寿命化計画に入っていくといふふうに受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

学校教育課長 体育館の空調設備の後、いつからするも含め、北校舎のような長寿命化計画をするのか、それ以外のパーツパーツの改修をするのか、そういったことも含めて見直しをしたいと、改めて検討したいと思っております。

町 長 今の件は、吉高課長が申し上げたとおりでございまして、11年度までの計画はちゃんとできておりまして、それによりまして体育館の空調設備まではするという、10年度ですか。10年度にかけて、10年度に体育館の空調設備をするというところまでは決まっております。

それ以後の件なんですが、田中議員の質問にもお答えさせていただいたように、この12年度までの財政は何とか維持できるような、この今回の行革、実施計画になっております。その後が、今はどうかというのはなかなか見通せないということでございますので、今、吉高課長が言うたように、もう少し見直しの時期まで待っていただいて、総合的にこの町財政が運営できるのかどうかということ踏まえた上で、この見直し作業に入っていくんだろうというふうに思っております。

小林 博議員 次に、町道高橋西治線の関係に入りますが、これも延期ということになって、日程化ということについては、全く入ってこない、見えてこないというふうなことでありました。

これは昨日の一般質問では、西治、高橋、西谷から、あるいは福崎西部のほうにかけての道路整備の問題、地域整備の問題として取り上げられましたけれど、これはやっぱり地元との町との信頼関係という点からも、考えてほしいと思うのであります。

浄化センターが西治、新町に係る地域について、設置をされました。特にその重きとなる西治地域では、8年間にわたって集落内で自治会内で対立が続き、様々な苦勞を町当局もされましたけれども、何よりも西治の方々、自治会の方々は非常に苦勞をされており、心勞もかけております。

そういう中で、この道路整備ということも、文書になっておるかおらないかは別にして、条件的に、条件としてあるものです。そして、農業集落排水の公共下水への統一というときにも、改めて確認をされておると考えてよい課題であります。ほ場整備のかかったところを中心にして、道路用地も既にかんりの部分が提供をされておるところであります。

したがって、これを日程化から外していくという、このことについてはもう全くゆるがせにできない課題だというふうに私は思います。こんなことになれば、不快施設等を受け入れる段階になって、行政が全く信頼されないということになってしまいます。こんな裏切り行為は絶対に許されないと私は思うんです。どれだけの心勞を地元の区域の人たちにかけてか分かりません。その痕跡は今でも残っておるじゃありませんか、形として。

ですから、この西治高橋線については、改めて日程化に入れていくということをお求めたいと思います。

町 長 この都市計画道路高橋西治線につきましては、用地買収はされているところはあるんですけども、残念ながら今止まっているといった状況でございます。ただ、これは中止ということではございません。大事な都市計画決定を打った道路だという認識はございます。

そして今、小林議員が言われましたように、地元との約束ではなかったのかというようなことも含めまして、大切な道路だという認識はしております。ただ、今、先日も申し上げましたように、財政的にも大変厳しいところでございまして、この財政状況が改善した後に、再度実施を検討させていただきたいと、このように思っております。

小林 博議員 都市計画決定を打った路線でありますので、当然、国庫にもかかってお世話になる事業ということになると思うんですね。そういう意味では、町が日程にのせ

てからでは、実際に作業が始まるのはもうそれから5年先、10年先になるかもしれないという、時間のかかる課題です。

したがって、これはもう日程化から外すということ自体が、もうやらないということ宣言したに等しいというふうに私は受け止めております。したがって、これはもう日程化に入れていくべきだというふうに思うわけです。それでなければ、納得してもらえないというふうに思います。

町 長 確かに、そういった一面はあるかもしれませんが。実施するということを決定してからいろんな作業がありますので、まだ用地買収ができていないところもありますし、物件、これは難しく、今も買えていないという物件があるというふうなこともお聞きしております。

今、財政状況が改善した後というようなことは申し上げておりますが、そういった買えていないところのことは、今からでもいうんですか、打診して、その当時はもう売らないということをおっしゃられたわけなんですけれども、その土地、建物がどういうふうになっているのかということ調べたり、そういう前段階のことはできるのではないかなというようなことも思ったりしておりますので、そういったことは前段階として調べるようにということは、担当課のほうには申していきたいと、このように思います。

小林 博議員 開発基金もあり、したがって、話をする段階で、話をさせていただくとすれば、その段階で、それなら町に購入してほしいという話ができるかもしれません。そういうときには、もう基金があるわけですから、開発基金を使って、町が購入をするということだって可能だと思うんですよね。

したがって、そういう方向づけて、ぜひこの問題はゆるがせにしない。今、町長が言われましたけれども、現在の土地の所有条件、その他から考えて、その調査なり交渉を開始するというふうに受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

町 長 この事業を実施するという決定をするというわけではございませんが、その前段階ですべきことは、いろいろあると思うんです。そういったことを、言い方は悪いですけど、露払いというんですかね、それまでの管理するべきことを進めていって、財政状況が改善してやろうといったときには、すぐさまかかれるようにしていったらいいのではないかなと、このように思います。

小林 博議員 国道からの接続点から北に向かっては、そういう今言われたような用地の問題があるかもしれませんが、その北側にある図書館からずっと一番近いほうの民家は、既に町が買収をされております。そのようにほ場整備で土地を出していったということに加えて、西治の方の民家も買収をされておるわけですから、それだけかなりの作業が進んでおるわけですから、放置するということはあってはならない課題だというふうに思います。ぜひ、この取組を進めていただきたい。

町長、今そのように前段階の取組をやるということでありましたから、次の議会で、その取組の経過をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。ぜひとも、その点の約束は守るということで、お願いをしたいというふうに思っております。

今でも、当時の浄化センターのいろんな議論の中で覚えておるんですが、ごみ処理場がなくなった、もっと昔ですね、隔離病棟があって、それがなくなったと思えば、ごみ処理場。ごみ処理場がなくなったと思えば、今度は下水かという、そんなふうに私のうちに来て、言われた方があったのを今でも覚えております。そういう長い長い経過を持った地域のことなんです。ぜひ町は、その地元との約束は守っていくというふうにしてほしいというふうに思います。

議 長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。
会議の再開を15時40分といたします。

◇

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 次に、ごみの有料化問題に入ります。

3町の担当レベルでの検討をしておるということでありましたが、現時点の内容を示していただきたいと思えます。

住民生活課長 現時点で、まだ詳細が整理できていない部分もございますので、今、現時点の内容をお示しすることは、大変申し訳ありませんけれどもできません。また、現在、県内市町、それから一部事務組合を対象に、施設運営に関連するごみの分別や回収、また有価物の売却などの内容を参考にするために、アンケート調査を実施しております。そのような情報も参考に検討を進めてまいりますので、整理ができ次第、所管の委員会等に報告していきたいと思っております。

小林 博議員 基本的には、生活に係るごみは、現在の状況が続けてほしいというのが希望がありますが、まず、その目的は何か。財政的な問題、減量化等々あると思うのですが、その効果がどの程度出るのか。また、デメリットをどのように考えられておるのか、分かりましたらお答えをいただきたいと思えます。

住民生活課長 ごみの有料化の目的といいますか、メリットにつきましては、ごみの排出量の削減、それから住民さんの環境意識の向上に加えて、各自治体の財政負担の軽減につながるものと思っております。ごみの減量化が進めば、焼却施設の延命化にもつながると思えます。

デメリットなんですけども、例えばそのごみの有料化の手法を、ごみ袋にその手数料を上乗せするといったような手法を取り入れますと、住民さんの経済的負担が少なからず増えるということになってこようかと思えます。

小林 博議員 県下でいろんな方式があると思うのでありますが、私ももう少し勉強をして、また後の質問にしたいと思えますが、できるだけオープンな検討を進めてほしいというふうに思っております。

昔から、このごみ処理については、この袋を無料で配布しておるところもあり、袋が有料なところは、ごみや生活ごみが有料か無料かの範疇で入れますと、袋が有料であれば、もう有料の範疇に入るというふうに聞いたこともあるわけですが、現在はどうなっておるのでしょうか。

住民生活課長 既に、有料ではないかとのことなんですけども、あくまでも今現在売っているのはごみ袋の小売価格でありまして、この金額から収入を得て、ごみ処理費に充てているわけではありませんので、有料化という概念ではございません。

小林 博議員 いずれにしても、オープンな検討を進めてほしいというふうに思っております。

それから、最近、独り暮らしが非常に増えてきております。高齢の独り暮らしの方から最近聞いたことではありますが、以前は、福崎町の小さい袋があったんですけども、最近はなくなった。夏場を含めて、ため置くことが非常に困難であり、元の小さい袋を復活してほしいという声をお聞きいたしました。私みたいなこんな年寄りの独り暮らしの声なんか、なかなか聞いてくれないでしょうねと言いながらのことでありました。せっかく聞いた声でありますので、ぜひこの議会に反映をしておきたいと思っております。取り上げましたが、いかがでしょうか。

住民生活課長 現在、ごみ袋は、福崎町は可燃と不燃、それぞれ大と小の2種類があります。

小林議員がおっしゃられております袋については、令和元年度まで、不燃に限って特小サイズというものがございました。確かに独り暮らしで、そんなにごみが出ないご家庭であれば、その特小サイズで十分でしょうけれども、需要は極めて少なく、また割高になるということで、令和元年度をもって廃止しております。その特小を使うのであれば、小の袋がそれなりの量になるまで、ため置いていただくほうが経済的でいいかなとは思っております。

小林 博議員 他の町では、市川町等では、大中小あるところもあるようでありますから、特にそんなふうにおっしゃるわけでしょうけれど、そんな声もあったということをご承知おきください。

次に、教育の問題に入ります。

部活動民間移行の問題については、今日も取り上げられました。私も時々尋ねられるようにもなりました。新聞で県下の状況等も報道をされておるところであります。進捗状況をお聞きしたいと思います。

学校教育課長 前川議員にお答えした内容と一緒にあります。福崎町に合った部活動の地域展開ということで、平日、休日ともに部活動指導員の指導による部活動の地域連携を鋭意進めているところでございます。あわせて、地域展開の実施に向けて実証事業に取り組んでいること、また、福崎町部活動地域展開推進協議会を開催して、今後の福崎町の部活動の在り方を検討しているところです。

小林 博議員 内容については、先ほど、前川議員のところで詳しく議論がありました。もう将来には、部活というのがなくなっていくという、そういう方向であるというふうに考えてよろしいわけですね。そのことの教育的な影響について、どうなるかということは、大変教育委員会も心配されておるといふ、そういうふうな受け止め方でよろしいでしょうか。すみません、教育長から一言。

教 育 長 そのとおりでございます。

小林 博議員 次に、教育扶助といいますが、教育に関する扶助問題についてお聞きをいたしますが、最近、生活保護のことについて、近年減額をずっとされてきたということで、それが裁判になって、国はそれを弁償しなさいという、そういう判決が確定をしております。その内容はどのようなものか、分かっておれば、お聞かせをいただきたいというふうに思いますし、教育に関する扶助は、この生活保護の基準を基に倍率を定めておられますが、この裁判の結果確定からこの扶助基準、あるいは金額の変更等はあるのでしょうか。

福 祉 課 長 生活保護の引下げをめぐる裁判につきましては、令和7年6月に最高裁判所において判決が確定しております。その内容は、平成25年度から段階的に実施された生活保護基準の引下げのうち、厚生労働省がデフレ調整と称して、専門的な検証を経ずに独自に算定した部分について、裁量権の逸脱、濫用があったと判断され、違法とされたものであります。

学校教育課長 続きまして、準要保護の町の認定基準は、生活保護の基準額に1.2を乗じて得た額以下の保護者を対象としていますので、生活保護の基準額が見直された場合は、それに準じて認定をいたします。

小林 博議員 福祉課長にお尋ねをしますが、そうした裁判結果を踏まえて、何らかの連絡はこの件についてはあったのでしょうか。

福 祉 課 長 生活保護につきましては、福崎町におきましては、福祉事務所を設置しておりません町でありますので、生活保護の決定権限は兵庫県にございます。そのため、県のほうで事務を行っておりますので、直接的に町のほうに連絡というのをごさいません。

小林 博議員 その金額についても、参考にとということでもなかったですか。相談も受けられ

ると思いますので。

福祉課長 特に今のところはないんですが、また今後、こういった相談があったときには、福祉課でも対応できるような体制には整えておきたいと思っております。

小林 博議員 ぜひ、こうした対応が取られる時期には、教育委員会も早い対応をお願いしたいと思いますし、もう既に、全国で言いますと1.2倍が1.5倍というふうな方向も出されてきておりますので、その点も踏まえてお願いをしたいと思います。

次の社会教育施設の問題に入りますが、ささいなことのようにありますが、一般質問でわざわざ取り上げるのかというふうな感覚のことであるわけですが、トイレや環境設備などの設備の改善について、多くの施設があります。福崎町の場合、この施設は分散型でありますことから、その管理については大変だというふうには思います。

しかし、故障等には早急な改修を求めたいと思うのでありますが、特にトイレ等については非常に深刻な問題であります。町内のその社会教育施設で長期にわたり、一つのトイレがもう水が漏れたまま放置されておるということで、ずっと苦情を受けておるところであります。一昨日も叱られましたりするんですが、どのようにしておるのでしょうか。なぜそんなふうに、長期にわたって放置されるのでしょうか。

社会教育課長 議員おっしゃられております施設につきましては、図書館の女子トイレということで、ちょっと対応が遅れておりましたが、この年内には修繕を完了する予定をしております。

小林 博議員 ぜひ早急な改修を行ってほしいというふうに思います。述べましたように、大変施設も多くて、その管理問題には苦勞されると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、環境問題に入ります。

高橋の不法投棄の問題であります。前議会以降の取組の進捗状況について、お聞かせをいただきたいと思います。

住民生活課長 前回9月議会以降も、引き続き原因者に連絡を取っておまして、またあわせて、西播磨県民局環境課との協議も継続して行っております。原因者については、年内に一度、作業に入るとのことで、どこまでの作業ができるか分かりませんが、その際は我々も立ち会って指導を行う予定としております。

小林 博議員 なぜこの問題を私が毎回取り上げるかということでもあります。これまでは、この問題が初期の段階で、地元区から町にも出されておるのに、その後、現況のようにひどくなったということから、行政責任もあるのではないかという、そういう観点を述べてきました。

しかし、この地域を考えますと、戦前からの歴史です。陸軍の弾薬庫が設置をされました。そうして、昭和30年代、福崎町が丸紅の誘致をいたしました。そうして、その丸紅による養鶏事業が行われ、臭いや、あるいは排水や様々な公害問題で大変苦しみました。それが工業団地となりました。

そういう中で、交通問題をはじめ、時には工場の火災とか、あるいは排水の流出等々、いくつかの問題もあり、生活環境が非常に脅かされ続けておる地域であります。福崎町のごみ焼却場の受入れもありました。

こうした工業団地周辺的生活環境の維持は、行政の大きな責任であると認識をしています。繰り返して言いますが、不法投棄の発生以来、関わってきている町の責任でもあります。解決への責任ある真剣な取組を町長に求めたいと思います。

町長 この高橋の不法投棄の問題につきましては、発生してからずっと取り上げてき

ておりまして、町といたしましても、もうしっかりと向き合ってはきているんですけれども、これは何度も言って申し訳ないんですが、産業廃棄物でございまして、本来の権限というのは兵庫県にございます。ですから、どうしても福崎町のところで起こっている事案でございしますので、福崎町も当然関与すべきところは関与していきたいんですが、やはり県の指導の範疇で一緒になって取り組んでいくということになっております。

ですから、うちの住民生活課とその県の環境課とは連携を密にして、一緒になって取り組ませていただいているというのが現状でございまして、周りから見てみますと、何にも片がついてないのではないかなということもございますが、連絡は取って、年に数回なんですけれども、その作業もしていただいているということもございます。この作業が、もうちょっと目に見える形で前に進んでいくように、町と県と協力して前に進めていきたいなど、そういう思いでおります。

小林 博議員 権限が県だからということで、逃げるつもりは町長にはないというふうには、それはもう当然思いますけれども、先ほども城谷議員が県道の問題を取り上げられました。県道問題やら、あるいは河川の問題、県管轄の事業をここで取り上げられるということは、もう当然のことだというふうに思うんです。地元として、ぜひ積極的な、本当に我が事のように考えての取組をお願いしたいというふうに思うんです。

この地域には、先ほど述べましたように、歴史的な経過があります。そういう中で、不動産業者の動き等もあって、大阪の不動産業者がこの土地を取得してきたということが、もう物事の今回の直接の発端だというふうにも思われます。そういう意味から、この地域の歴史的な課題ということをやったわけではありますが、ぜひ福崎町の経済の基になっておる、地域発展の基になっておるものの犠牲になって我慢せよということにならないように、お願いをしたいというふうに思います。

次、太陽光発電の管理についてであります。特に、施設の管理問題を今回は伺いたいと思います。

特に、西治の北ノ岡のところにある太陽光施設、設置のときには非常に問題があって、一般質問でも何回となく取り上げさせていただきました。町も開発協定を持っておられると思いますし、地元区とも結んでおるというふうに思いますが、最近の状況は、町内の太陽光施設の中でも最もひどい状況だというふうに見受けております。この点について、町がどういうふうな協定を持っておって、どのように現在指導をしておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 開発面積が1,000平米を超える事業者とは、地元だけではなく、町との間においても協定書を締結し、適切な維持管理を行うこととしております。つい先日、現地を確認したところ、草が生い茂っている等、適切な管理がなされていませんでしたので、草刈り等適正な維持管理をするよう、今、連絡を入れているところでございます。

小林 博議員 その業者が、協定を締結したその時点と、業者が変わっておるということはありませんか。

まちづくり課長 令和5年に、所有者が変更となつてございます。

小林 博議員 当然協定では、その約束事は承継するということになっておると思いますので、その取組をしていただけるというふうに思って、よろしいわけですね。町も結んでおるわけですから、お願いします。

まちづくり課長 協定書は承継を行っておりますので、当然こちらのほうから事業者に対しては、そういった指導を行ってきたいというふうに思っております。

小林 博議員 ありがとうございます。それでは、そのようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、農業問題であります。ほ場整備の進捗状況について伺っておきたいと思っております。

現在進行中の事業についての計画は、何年計画で、どういうふうになっておるかということについて伺いたしたいと思います。高岡福田の整備計画は、当初計画からどのようになっておるのか、全体が終了するのはいつかなどについて、お伺いをいたします。

農林振興課長 まず、高岡福田でございますが、令和7年度、今年度に行う予定でありました一部の面整備、これは予算の都合で令和8年度に遅らせるというふうに、県からは連絡をいただいております。具体的に申しますと、令和8年度、来年度でございますが、先ほど申しました一部の面整備工事、これで面整備は全て完了となります。あと、あわせまして、今現在行っております補完工事を来年度は実施します。

令和9年度は、その8年度から引き続き補完工事の実施に併せまして、確定測量を行う予定だというふうに聞いておきまして、その後、令和10年度に換地処分を行い、事業は完了する予定でございます。

もう一地区、山崎地区、こちらについては、現在実施中の詳細設計、これは令和7年度と令和8年度の2か年で完成をさせる。その後、令和9年度は、文化財調査を行う予定でございます。工事につきましては、令和9年度から令和12年度に施工予定でございます。同時に、令和12年度におきましては確定測量を行い、令和13年度、換地処分を行って、事業を完了する予定であるというふうに聞いております。

小林 博議員 国の農業政策の変更等からいって、それ以降も大変だというふうには思われませんが、現在の計画の状況を確認させていただきました。ぜひ、この事業が円滑に進みますように求めておきたいと思っております。

次に、町単独の土地改良事業の補助政策についてであります。高齢化や農地の減少、荒廃、工事費の増額などから、水路、里道などの傷みを回復できない状況になってきております。限度額や率の改善を求めたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

農林振興課長 この件につきましては、以前から議員さんからはご指摘をいただいております。特に市街化区域における処置ということ聞いております。今言われましたように、ここ近年の工事費等の高騰については理解をしておりますが、現時点でこの土地改良事業の限度額、また補助率ともに変更するという予定は、今のところ持っておりません。

小林 博議員 生活排水の水路等の整備についての補助制度も、もう既になくなってしまったので、市街化区域内のところの水路整備等については、大変問題を残しておるところでございます。その点で、ぜひこの点についても頭に置いておいてほしいというふうに思います。

最後に、来年度の予算編成についてお伺いをいたします。

一般会計についての予算編成方針というのを読ませていただきましたが、具体的に、もう時間の関係もありますので、学校給食費と保育料についてお伺いをしたいと思います。学校給食費については、今日の新聞でも、小学校の部分について国が負担をするという、そういう報道がありましたが、どのように考えておられますか。

町 長 この件につきましては、もう前川議員の一般質問でもお答えしたと思うんです

けれども、自民、日本維新の会、公明、3党の合意によりまして、小学校の給食費の無償化につきましては、自治体への交付金が創設をされ、国が全額負担する方向で調整をされているということでございます。これが予算化されれば、福崎町でも小学生の給食費無償化が実現できるようになると考えております。

また、中学生の給食費無償化については、これは今年から始めたところでございます。これはもう続けていくということは、もう前から申し上げておりました。今回、国の重点支援地方交付金の活用もできるということでございますので、そちらの活用も視野に入れながら、8年度も引き続き実施をしていく予定でございます。

小林 博議員 分かりました。ぜひ恒久的にこれが進んでいくように求めておきたいというふうに思います。

次に、保育料についてであります。このように子育て支援ということで進んでまいりますと、3歳未満児の保育についての部分を取り残されるということになります。もう進んでおるところでは、結婚相談から、そうして子育てからずっと成長していくまでの切れ目のない対策というのが取られていっておるわけですが、福崎町の場合で言いますと、未満児の保育料というところが一つの鍵になってこようと思います。この点については、どのように考えられておるのか。将来無償化の方向に行つてほしいと思うのですが、来年度の計画はどうでしょうか。

学校教育課長 来年度の予算につきましては、国基準が変更されずに据え置かれていますので、令和7年度と同じでございます。見直す予定はございません。

小林 博議員 それはもう、その基準表は申込み案内の中にも出されておることです。よろしいですか。

学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

小林 博議員 これについても、ぜひよい取組をお願いしたいというふうに思います。

次に、国民健康保険の来年度の状況について、お聞かせをいただきたいと思っております。令和7年度の前半の経過について、お聞かせをいただきたいと思っております。

ほけん年金課長 療養給付費ですけれども、10月診療までの実績で、総額6億5,953万2,254円で、6年度の同時期と比べまして、約2,400万円減となっております。1人当たりで言いますと、月平均で2万7,544円で、6年度の同時期と比べて、385円増加しております。

小林 博議員 それでは、その上に立って、令和8年度の予算編成について、保険税はどのように考えておられますか。

ほけん年金課長 前にも申し上げましたが、国民健康保険のみならず、全ての医療保険者は令和8年度から子ども・子育て支援金というものを新たに徴収することになります。ただし、子ども・子育て支援金分は、国保の場合は、高校生世代までの子どもに係る均等割額は、配慮措置として10割軽減がされることになっています。

従来の医療分、後期高齢者支援分、介護保険分については、県から示される標準保険税率は上昇していく見通しとなっています。子ども・子育て支援金も含めまして、実際に賦課する税率については、県から標準税率が示された後、令和7年中の所得の状況や、令和7年度の基金の取崩し、積立て状況を踏まえて判断をしていくこととなります。

小林 博議員 既に大変な物価高騰の状況の中でもあり、値上げにならない方向で取組を進めていただきたいというふうに思います。この面については、町長も8年度の問題については、町のこの実績を踏まえて考えていくということで、県の参考値だけの採用ということを前提にしないという答弁だったというふうに受け止めておる

んですが、それでよろしいですか。

町 長 そのように考えていただいて結構です。

小林 博議員 最後に、予算編成の中で、上下水・工業用水道では継続した建設事業が非常に多いわけではありますが、来年度の見込みについて、どのような予定なのか、お知らせをいただきたいと思います。

上下水道課長 来年度の見込みということでございますが、水道事業については、主に今年度に引き続き、八反田水管橋の耐震補強工事と三ノ宮配水池送配水管の更新工事を実施する予定で、おおむね予定どおりに進んでおります。

工業用水道事業についても、七種川水管橋の更新工事を現在進めておりまして、今のところは予定どおりの進捗ということになっておりますので、来年度も計画どおりに進めてまいります。

下水道事業においては、現在、雨水では川すそ雨水幹線工事、汚水では板坂地区農業集落排水の公共下水道への統合工事を進めておりまして、両工事ともおおむね順調に進んでおります。

来年度は、川すそにつきましては、次の区間、その15ということになりますが、次の区間を予定しておりまして、統合工事についても、次の田口地区の工事を予定しているところでございます。

小林 博議員 分かりました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、12月22日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時11分